

国連気候変動枠組条約第11回締約国会議（COP11）

京都議定書第1回締約国会合（COP/MOP1）：

2005年11月28日 – 12月10日

国連気候変動枠組条約(UNFCCC)第11回締約国会議 (COP 11)及び京都議定書第1回締約国会議 (COP/MOP 1)は、2005年11月28日から12月10日まで、カナダのモントリオールで開催された。2800名の政府関係者、5800名の国連関連機関、政府間組織、NGO等の代表、及び817名のメディア関係者を含む約9500名が参加した。

COP/MOP-1では、“マラケシュ合意（Marrakesh Accord）”として知られる決定書パッケージなど、懸案となっていた京都議定書の運用細則について討議し、費用効果の高い方法で締約国が自国の排出目標達成を支援するような“柔軟性メカニズム”や、遵守メカニズムなどの京都議定書の運用ガイドラインについて盛り込まれた決定書の採択を行った。また、COP/MOP-1は、京都議定書の第1約束期間が終了となる2013年以降のための将来の約束を検討するためのプロセスについて決定した。さらに、事務管理、資金、組織・制度、方法論に関する問題についても検討された。

COP11は、キャパシティビルディング、技術の開発と移転、途上国や後発開発途上国における気候変動の悪影響及びUNFCCCの資金メカニズムとして機能する地球環境ファシリティー（GEF）に対するガイドラインを含む資金や予算に関連した諸問題について取り上げた。長時間にわたる交渉の末、COPはUNFCCCに基づく2013年以降の将来の取組みについて検討するためのプロセスについても合意した。

COP及びCOP/MOPは、11月29日 – 12月6日に開催された実施に関する補助機関 (SBI) 及び科学・技術上の助言に関する補助機関 (SBSTA) の作業に支えられた。また、討議の進展のため、20以上のコンタクトグループと数多くの非公式折衝が行われた。

COP及びCOP/MOP共同の閣僚級会合は12月7–9日に開催され、120名を超える閣僚や政府高官が、オブザーバー組織、国連機関、特別機関及びその他、関係機関の上級代表とともに、ステートメントを発表した。多岐にわたる気候変動問題をテーマとして140余りの“サイドイベント”が開催された。(報告書：<http://www.iisd.ca/climate/cop11/enbots/>) また、ホスト国政府に支援を受けた主要な“並行イベント”も実施

され、その他にも数多くの気候・エネルギー関連の展示、調査報告、キャンペーン、イニシアティブなどが見られた。

12月10日の早朝、COP議長のStéphane Dionが閉会宣言を行い、この会議が数々の陥穼に陥ることなく、合意という成果を成し遂げ、成功に至ったことに満足感を表明した。今や京都議定書が運用開始となり、2013年以降の道筋が描かれるようになる中、COP 11及びCOP/MOP-1はプロセス前進に向けた重要な一里塚を築いたと多くの参加者が述べていた。

国連気候変動枠組条約（UNFCCC）と京都議定書の歴史

気候変動は、持続可能な開発に対する最も深刻な脅威の一つと考えられており、環境、人の健康、食料の安全保障、経済活動、天然資源、物理的インフラに悪影響を与えることが予想される。地球の気候は自然に変動するが、科学者たちは、全球の大気中で人為的な温室効果ガス濃度が上昇しており、これが気候変動に結びついている点で意見が一致している。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)によると、気候変動の影響はすでに観測されており、科学的知見により予防的かつ速やかな行動の必要性が示されている。

国際政治における気候変動への対応は、1992年のUNFCCC採択から始まる。UNFCCCは、気候系への「危険な人為的干渉」を回避するため、温室効果ガスの大気中濃度を安定化することを目的とした行動枠組みを設定する。管理の対象となるガスには、メタン、亜酸化窒素、そして特に二酸化炭素が含まれる。UNFCCCは1994年3月21日に発効、現在189の締約国を有する。UNFCCCの締約国は、通常、年1回、締約国会議(COP)で会合するほか、二つの補助機関—実施に関する補助機関(SBI)及び科学・技術上の助言に関する補助機関(SBSTA)—の年2回の会議でも会合する。

京都議定書： 1997年12月、締約国の政府代表は日本の京都でのCOP3で会合し、先進国及び市場経済へ移行途上の国が排出削減量目標の達成を約束するUNFCCCの議定書について合意した。UNFCCCの下で附属書I締約国として知られるこれら国々は、2008年から2012年の間(第一約束期間)に、6つの温室効果ガスの総排出量を1990年水準よりも平均5.2%削減し、国ごとに個別の目標を有することで合意した。また、議定書は、附属書I締約国が費用効果の高い形で自国の目標を達成できるよう、それを支援する3つの柔軟性メカニズムを設定する。すなわち、1) 排出量取引システム、2) 附属書I締約国同士の排出削減プロジェクト(JI)、3) 非附属書I締約国(途上国)での排出削減プロジェクト実施を認めるCDM、である。COP3以後、締約国は、各国による排出量削減の方策、ならびに排出削減量測定の方法に関わる多くの規則及び運用細則について、交渉を開始した。これまでに157の締約国が京都議定書を批准しており、この中には、1990年の附属書I締約国の温室効果ガス総排出量の61.6%を占める37の附属書I締約国が含まれる。京都議定書は、2005年2月16日に発効した。

ブエノスアイレス行動計画： 1998 年の COP4 では、京都議定書の規則と運用規定の詳細を最終決定するプロセスに関して、ブエノスアイレス行動計画(BAPA)として知られる決定書の合意がなされた。同計画は、これらの規則及び運用規定の詳細、そして UNFCCC の実施強化に関する最終合意の期限を COP6 と設定した。2000 年 11 月、締約国は、オランダのハーグでの COP6 で会合し、交渉の終結を目指した。しかし終結にはいたらず、各国代表は、COP6 を 2001 年 7 月まで中断し、ドイツのボンで再度会合することとした。さらなる議論の末、各政府代表は、ボン合意という政治決定の採択で合意した。この決定により、京都議定書の実施に関するハイレベルな政治的方向性は定められたが、一部の問題に関する文書の最終決定には至らず、各政府代表は、決定書草案を COP7 での最終決議にゆだねることで合意した。

マラケシュ合意： 2001 年 10 月末から 11 月初め、政府代表は COP7 において議論を再開し、マラケシュ合意に関する合意に達した。マラケシュ合意は、COP/MOP-1 で採択されるべき一連の決定書草案で構成され、次の項目に関する詳細を定めている：柔軟性メカニズム、報告様式と方法論、土地利用・土地利用変化・林業(LULUCF)、京都議定書の遵守。また、マラケシュ合意は、キャパシティビルディング、技術移転、気候変動の悪影響への対応、3 つの基金—後発発展途上国(LDC)基金、特別気候変動基金(SCCF)、適応基金—の設置を含めた途上国への支援策も取り上げている。

COP8 及び COP9 では、各政府代表は、マラケシュ合意に則り、次の追加合意を目指した： CDM 理事会の規則及び手順、そして CDM 規定の新規植林及び再植林プロジェクト活動の方法と手順に関する合意。また締約国は、IPCC の第三次評価報告書での知見を UNFCCC の作業にどう取り入れるかを議論し、適応と緩和に注目する新たな議題項目 2 つについて合意した。

COP 10 : 2004 年 12 月、ブエノスアイレスで開催された COP10 で、各政府代表は、適応策と対応措置に関するブエノスアイレス作業計画に合意した。また、締約国は、技術移転、LULUCF、UNFCCC の資金供与制度、教育・訓練・啓発に関する決定書も議論したが、一部の問題が未解決のまま残された。これら未解決の問題には、LDC 基金、SCCF、議定書 2.3 条(政策措置の悪影響)が含まれる。一方、2013 年以降の気候変動との戦いにおいて、各締約国がどのような約束を行うかという、複雑かつ微妙な問題に関し、長時間の交渉が行われた。京都議定書は、各締約国が 2013 年以降の問題を 2005 年までに検討し始めるよう求めている。各政府代表は、2005 年 5 月の SB22 の前に政府専門家セミナーを開催することで合意したが、本セミナーの開催趣旨は、2013 年以降や新しい約束について具体的に言及するものではなかった。

政府専門家セミナー及び SB22 : 政府専門家セミナーは、2005 年 5 月、ボンで開催された。各政府代表は、気候変動プロセスが直面する広範な問題のうち、将来枠組みや 2013 年以降の約束の問題を含めた一部についての議論を開始した。セミナーに引き続き、第 22 回補助機関会合(SB22)が開催された。これらの会合では、COP11 及び COP/MOP1 に向けた準備作業に焦点があてられ、予算問題から適応や緩和にいたる多様な問題も取り上げられた。各政府代表は、2006-2007 年度の事業予算を原案より 175 万米ドル削減した水準とすることで合意した。しかし、SCCF に関する議論は終了しなかった。

COP 11 及び COP/MOP 1 の報告書

国連気候変動枠組条約(UNFCCC)第 11 回締約国会議(COP11)及び京都議定書第 1 回締約国会合(COP/MOP1)は、11 月 28 日月曜日、モントリオールで開催された。同時に、第 23 回補助機関会合、閣僚級会合、数多くのコンタクトグループや非公式協議が行われた。

これらの会議の結果、COP では 14 の決定書、COP/MOP では 30 以上の決定書が採択され、補助機関会合では数多くの結論書が承認された。この報告書では、COP、COP/MOP、補助機関会合の議題をもとに、討議や決定書、結論書について総括するものである。

UNFCCC -COP11 報告書

歓迎式典は、モントリオールの Gerald Tremblay 市長、ケベック州の Jean Charest 首相によるスピーチで始まった。Tremblay 市長は、気候変動問題の深刻さを強調し、地方政府による温室効果ガス排出削減の支援に焦点を当てた。Charest 首相は、排出削減に対するケベック州の支援状況を取り上げ、気候変動に対処するには、強力な活動が必要であると指摘した。両者のスピーチの後、気候変動の影響を紹介するライブパフォーマンスが行われた。

COP10 議長の Ginés González García (アルゼンチン) が公式に COP11 を開幕し、2005 年 10 月 14 日に急逝した UNFCCC の Joke Waller-Hunter 事務局長の死を悼み、各国政府代表に 1 分間の黙祷を捧げるよう求めた。また、故 Waller-Hunter 事務局長について「精力的な献身と熱意の人」と賞賛し、この会議が大きな成果をあげるなら、故人に対する各国政府代表の最大の弔辞となるだろうと述べた。

その後、締約国は、拍手をもって、カナダの Stéphane Dion 環境大臣を、COP11 及び COP/MOP-1 の議長として選出した。Dion 議長は、マラケシュ合意の正式採択や、CDM を含めた京都議定書及び UNFCCC の実施改善など、“実施、改善、創造”に向けた方策を講じるよう呼びかけた。また、同議長は、2013 年以降の約束のレビューを始める必要があると指摘した。

UNFCCC の Richard Kinley 事務局長代行は、2005 年を国際的な気候政策の記念すべき年と位置づけたが、その一方で、附属書 I 国の排出量が増加しているとの最新のデータに注目するよう求め、さらなる行動が必要であると述べた。

数カ国の代表がオープニングスピーチを読み上げ、技術移転、適応に関する 5 カ年作業計画に焦点を当てた。ジャマイカは、G-77/中国を代表して発言し、GEF での資源分配枠組 (RAF) に対する懸念を表明した。英国は EU の立場で発言し、2013 年以降での気候変動への対応では、「心を広く持ち」、「創造性に富んだ革新的な方法」をとるよう提案した。ケニアは、アフリカグループの立場で発言し、キャパシティ

イビルディングの約束は不十分であると指摘した。バングラデシュは、後発発展途上国（LDCs）を代表して発言し、LDC基金、適応基金、特別気候変動基金を運用する必要性に焦点を当てた。

組織上の問題

手続き規則の採択： COPは、手順規則案を検討し、第42項（投票）を除く全項目を適用することで合意した。COP11でさらに協議が行われたが、第42項については合意に至らなかった。

議題の採択： その後、締約国は、暫定議題書（FCCC/CP/2005/1）について、UNFCCC4条2項(a)及び(b)(排出量と吸収源からの除去量に関する政策措置)の妥当性に関する第2次審査の議題以外すべて採択した。同議題は、COP4以来、毎回4条2項(a)及び(b)の実施の妥当性について修正を求めるG-77/中国の反対に遭い、議題入りが見送られてきた。この件については、その後の協議を受け、12月9日、Dion議長がCOP12の議題として盛り込まれることになったとCOPに報告した。

COP11の作業構成に関しては、米国が、UNFCCCの問題と議定書の問題を明確に区別する必要があると強調した。COPは、議長提案どおりの作業構成とすることで合意し、一覧表に記載された団体組織をオブザーバーとして承認した(FCCC/CP/2005/2)。

COP議長団の選挙： 12月9日（金）、COPは議長以外の役員を選出した。

COP副議長：Heorhiy Veremiychyk (ウクライナ)、Atilio Savino (Argentina)、Bruno T. Sekoli (レソト)、
Ibrahim Ahmed Ali Al-Ajmi (オマーン)、Fariba Darvishi (イラン)、Jacek Mizak (ポーランド)
)、Enele Sopoaga (ツバル)。

COP連絡者(Rapporteurs) : William Agyemang-Bonsu (ガーナ)

SBSTA議長：Kishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ)

SBI議長：Thomas Becker (デンマーク) (再任)

さらに、2006-2010年のUNFCCC補助機関の会期予定(FCCC/SBI/2005/10)と信任状に関する報告書(FCCC/CP/2005/4)がCOPの承認を受けた。

COP12 及び COP/MOP 2主催の申し出: COP11の閉会式でケニアがCOP12及びCOP/MOP 2を主催すると申し出た。事務局は、この件について、2006年2月に締約国に報告する。

UNFCCCの約束の実施とその他の条項に関するレビュー

UNFCCCの約束とその他の条項の実施に関する審査についての議題事項には、資金メカニズム、附属書I国および非附属書I国の国別報告書、技術の開発と移転、UNFCCCに基づくキャパシティビルディング、UNFCCC 4条8項及び9項(悪影響)の実施といったサブ議題の検討を含み、適応に関する5カ年作業計画や後発発展途上国(LDCs)に関する問題の検討も盛り込まれた。このセクションには、上記のサブ議題についてそれぞれの議論や成果についてまとめる。

資金メカニズム(UNFCCC): 本議題は、まず11月29日のSBIプレナリーで取り上げられ、Rawleston Moore(バルバドス)及びKarsten Sach(ドイツ)が共同議長を務めるコンタクトグループでの討議に回された。11月29日から12月6日まで、同コンタクトグループは、資金メカニズムや京都議定書の下での資金問題について討議するため会合した。

特別気候変動基金: コンタクトグループで、11月30日から12月2日まで、SBI22から付託されたテキスト(FCCC/2005/SBI/10)について交渉された。共同議長は新しく決定書草案を紹介したが、交渉は遅々として進まず、基金の優先分野についての文言やそうした分野におけるSCCFの実施に対するCOPの審査の時期について合意に至らなかった。12月2日、締約国はコンタクトグループ共同議長から提案された改訂版テキストならびにEU及びG-77/中国の提案をSBIのBecker議長に付託することで合意した。SBIのBecker議長は、改訂版テキストを12月6日のSBIプレナリーで紹介したが、G-77/中国がこれをSBI22からSBI24に先送りすることを提案し、締約国がこれに同意した。

SBI結論書: SBIは、SBI22から持ち越しとなっていた結論書(FCCC/SBI/2005/10)には、活動内容や、プログラム、及びGEFの気候変動重点分野に充当するための資金源からの資金拠出を補完する、決定書7/CP.7(UNFCCCに基づく資金拠出 – 特別気候変動基金)パラグラフ2(c)が規定する分野の気候変動関連措置に関するレファレンスを含んでいる。重点分野ならびにそれに続く決定書7/CP.7のパラグラフ2(d)を補完する資金拠出分野について概説したセクションについては括弧書きのテキストのままとなった。

決定書5/CP.8(資金メカニズムのレビュー)の実施に関する問題: 本件については、11月29日のSBIで紹介され、12月2日の非公式会合やコンタクトグループの会合で討議され、SBI結論書草案が承認された。

SBI結論書: SBIはその結論(FCCC/SBI/2005/L.28)の中で途上国がUNFCCCに基づく約束を履行するための途上国の投資ニーズに関連した国際的な基金や多国間金融機関の経験(FCCC/SBI/2005/INF.7)に関して、事務局からの報告書について、感謝の意をもって言及している。SBIは、この報告書を資金メカニズムの第3次レビューについて検討するためのインプットとして利用し、検討結果をCOP12で報告するということで合意している。

資金メカニズムの運営組織に対する追加ガイダンス: 11月29日のSBI プレナリーにおける検討結果を受けて、締約国はこの議題を非公式に討議し、12月6日にCOP決定書草案を採択した。12月9日、この決定書はCOPにより採択された。

COP決定書: COP決定書 (FCCC/SBI/2005/L.29)で、GEFに対し、第4次資金補充において充当される資金源に対する資金割当枠組 (RAF) の初回適用に関する情報とUNFCCCの下での途上国の約束履行のために途上国が使用できる財源にRAFがどのように影響するかという点をCOPへの報告書に記載するよう求めた。また、COPは、CO₂の回収・貯留技術の支援、特にキャパシティビルディング活動への支援がGEFの戦略や目的に整合するかどうか、もしそうならば、GEFの運営計画の中にどのように組み込むことができるかという問題を検討するようGEFに要請した。

国別報告書: 附属書I国: 11月28日のプレナリーで、SBIは、2006-2007年のレビュープロセスの簡素化提案を中心に附属書I国の国別報告書に関する提案 (FCCC/SBI/2005/16)を検討し、1990-2003年の期間におけるUNFCCCの下での附属書I国からの国別温室効果ガスインベントリのデータに関する報告書 (FCCC/SBI/2005/17)、及び第3次国別報告書のレビューに関する進捗報告書(FCCC/SBI/2005/INF.9)について留意している。Emily Ojoo-Massawa (ケニア)及びDimitrios Lalas (ギリシャ)が共同議長を務めるコンタクトグループが11月29日から12月2日に開催され、UNFCCCと京都議定書の下での国別報告書レビュー手続きの簡素化に関して2つの決定書草案が作成された。12月6日、SBIがこの2つの決定書草案を採択し、その後12月9日のCOP及びCOP/MOPで追加承認された。

COP決定書: 決定書 (FCCC/SBI/2005/L.23)で、COPは、UNFCCCの下での2006-2007年の期間における附属書I国の国別報告書のレビュー手続きを簡素化することで合意している。

COP/MOP決定書: 決定書(FCCC/SBI/2005/L.24)で、COP/MOPは、京都議定書の下で2006-2007年の期間において附属書I国に必要とされる報告のためのレビュー手続きについて合意している。

非附属書I国: 11月28日、SBIプレナリーで、非附属書I国の国別報告書について、編集された情報 (FCCC/SBI/2005/18 及び Add. 1-6)や、UNFCCC12条4項の規定にある非附属書I国から資金供与の対象として提案されたプロジェクト案(FCCC/SBI/2005/Inf.8)を中心に、審議が行われた。非公式折衝での討議の結果、12月6日、SBIは第2次もしくは第3次国別報告書の提出に関する決定書草案と結論書を採択した。上記のテキストは、専門家諮問グループ (CGE) の作業と第1次国別報告書の編纂と統合、資金供与に関するものである。この件に関する討議は、包括的な教育戦略やその他の技術支援について策定するにあたって、対象を拡大すべきか集中させるべきかという問題が中心となった。各国政府代表は、“費用効果の高い戦略的な”教育戦略とすることで合意。12月9日、COP及びCOP/MOPはこれらの決定書と結論書を承認した。

COP決定書: COPは、第2次もしくは第3次国別報告書の提出(FCCC/SBI/2005/10/Add.1)に関する決定書を採択し、特に、第1次国別報告書の提出如何を問わず、第2次もしくは第3次国別報告書のための資金供与を非附属書I国は申請し、資金の支払いに関して4カ年以内にこれらの報告書の提出をめざすことを決定した。

さらに、非附属書I国の国別報告書に関する専門家諮問グループ(CGE)に関する結論書(FCCC/SBI/2005/L.27)と、第1次国別報告書の編纂と統合に関する結論書(FCCC/SBI/2005/L.26)、資金的・技術的支援(FCCC/SBI/2005/L.25/Rev.1)に関する結論書がCOPにより採択された。

技術移転: 技術移転の問題は11月29日のSBSTAプレナリーで初めて取り上げられた。この問題は、UNFCCC4条5項の実施強化のための重要な実効性ある取組みの枠組み実施と、技術移転に関する専門家グループ(EGTT)の2006年事業計画に係わる問題の二つのサブ議題に分けられた。EGTT議長のKishan Kumarsingh(トリニダード・トバゴ)が、特に技術ニーズ、汎用技術、適応技術と革新的な資金供与などを重点的に、2005年のEGTT年次報告書(FCCC/SBSTA/2005/INF.10)と2006年のEGTT事業計画案を紹介した。この提案について、マレーシアがG-77/中国の立場から、COP決定書はEGTTレビューに関するガイダンスを提供すべきであるとコメントし、技術移転のための新しいアプローチはUNFCCCの目的と合致するべきであると強調しながら、技術協力とパートナーシップのためのハイレベルのラウンドテーブルの開催を提案し、EGTTへの追加資金供与を強く求めた。日本と米国は、官民パートナーシップの役割について強調し、多くの締約国がその他の技術関連のイニシアティブについて強調した。中国は、税制や知的財産をはじめとする障壁の問題を克服する必要があると強調した。

Holger Liptow(ドイツ)及びCarlos Fuller(ベリーズ)が共同議長を務め、11月30日から12月5日にかけて、コンタクトグループと非公式折衝が行われた。2006年のEGTT事業計画に関する討議では、特に汎用技術(パブリックドメイン)と公共技術、汎用技術に関するサイドイベントの開催、ハイレベル・ラウンドテーブルと特別作業部会の開催について焦点が当てられた。枠組み実施に関しては、公共技術や適応技術、事務局によるテクニカルペーパーの作成などが議論された。討議の結果、結論書と決定書草案の合意に至り、12月6日にSBSTAにより採択された。12月9日、COPがこの決定を採択した。

SBSTA結論書: 2006年EGTT事業計画に関する結論書(FCCC/SBSTA/2005/L.23)で、SBSTAは、特に、2006年EGTT事業計画案を承認し、事務局によるEGTTの特別作業部会の開催を要請し、EGTTが汎用技術の移転に関するサイドイベントを主催し、さらにEGTTがSBSTA25に対して報告するよう求めている。UNFCCC4条5項の実施強化に向けた意味ある実効性ある行動の実施に関する結論書(FCCC/SBSTA/2005/L.24)において、SBSTAは、特に、技術移転クリアリング・ハウス(TT:Clear)と各地域の情報センターをネットワークで結ぶパイロットプロジェクトについて留意し、革新的な資金供与と適応技術に関する事務局のテクニカルペーパーを期待し、他のフォーラムで技術に関するイニシアティブが現在進行中であることを認識している。

COP決定書: UNFCCC4条5項の実施強化に向けた意味ある実効性ある行動の実施に関する決定書(FCCC/SBSTA/2005/L.24/Add. 1)において、COPはEGTTの継続に関する見解書の提出を締約国に求めている。さらに、貴重な教訓、技術の移転・普及、協力とパートナーシップに関する上級レベルのラウンドテーブルの主催を事務局に要請し、枠組み実施の強化に向けた今後の作業を検討する際に締約国間で実施されている技術主導型の国際的なイニシアティブを考慮に入れるようSBSTAに要請している。

UNFCCCに基づくキャパシティビルディング: 11月28日のSBIプレナリーでこの問題が初めて取り上げられ、その後、Joyceline Goco(フィリピン)及びAnders Turesson(スウェーデン)が共同議長を務めるコンタクトグループ1回と、非公式折衝で討議された。COPは、12月9日、SBI結論書に留意した。

当初、コンタクトグループ発足とキャパシティビルディングに関するGEFのレビューを同グループでどの程度検討するべきかという問題が議論の中心となっていた。G-77/中国は、コンタクトグループでGEFに対する追加的なガイダンスを策定するよう求めた。一方、EUは、GEF報告書に関する議題事項の下でGEFレビューについて議論すべきだと述べた。

SBI結論書: 結論書(FCCC/SBI/2005/L.36)において、SBIは、途上国のキャパシティビルディングが重要であると改めて表明している。また、COPの開催ごとに、事務局が決定書2/CP.7の下でのキャパシティビルディングについて報告し、ベストプラクティスや貴重な教訓に関する情報を広め、キャパシティビルディング指標の設定に関するGEFの作業進捗状況について報告を行うよう事務局に要請している。これにより、GEFの活動は決定書2/CP.7と決定書2/CP.10により規定されることが示されている。また、後発開発途上国(LDCs)及び小島嶼後発途上国(SIDS)のためのGEFの国別プログラムを歓迎する旨が記載されている。

4条8項及び4条9項(悪影響):適応策と対応措置に関するブエノスアイレス作業計画の実施: 11月28日のプレナリーで、気候変動による影響の科学的・技術的・社会経済的側面、脆弱性、適応に関する問題が取り上げられた。11月29-30日と12月2日の3度のコンタクトグループと深夜から早朝に及んだ非公式折衝で討議された。12月2日、SBSTAが結論書と括弧書きのついたCOP決定書草案を採択したが、括弧書き部分の削除に向けて協議が継続された。12月8日の深夜、最終的に決定書の括弧書き部分をなくした形でCOPに付託することができた。

5カ年作業計画の重要性については締約国間で全般的に合意された。しかしながら、この問題はCOP10以降に締約国による検討が始まったばかりであり、計画の中の具体的な活動について合意するにはもっと時間がかかることが討議の中で明らかになった。G-77/中国は、活動重視の事業計画にするよう求め、すぐに実行可能な優先度の高い活動を盛り込みつつ、その他時間を要する活動には検討していくような2段階方式(2トラック・アプローチ)で進めていくよう提案した。米国は、実績評価や評価、経験の共有、セクター別アプローチなどが重要であると強調した。ツバル、クック諸島などは、実際に活動しながら学習していく”learning by doing”のアプローチが良いと主張し、SIDSに対する言及を入れるよう提案した。サウジアラビアは、対応措置に対して適応策を(優先することを)強調した。カナダ、EUをはじめ

とする多くの締約国が専門家や実務家を巻き込む必要があることを強調し、長期的な協力を奨励した。G-77/中国もボトムアップ型のアプローチとこの問題を取り扱う専門家グループの発足を求めたが、米国、カナダ、EUの反対にあった。

作業計画については、その目的や期待される成果、作業の対象範囲、モダリティー、ならびに活動内容の指示書などについて討議しながら、様々なセクション部分が順番に取り上げていった。12月6日、SBSTA結論書とCOP決定書草案が合意されたが、経済多角化、SIDS、LDCsなどの言及を含めて括弧書き部分がいくつか残された。また、北極圏を特に脆弱な地域として言及する部分にも括弧が残った。12月8日までには多くの懸案事項が解決したが、計画の目的の中のSIDSとLDCsの言及、サウジアラビアなどの提案による脆弱な経済セクターに関する経済多角化の言及などは未決となった。しかし、結局、これらの問題も決着し、5カ年作業計画を盛り込んだ付属書を含めた最終的な決定書がCOPにより12月9日に採択された。

SBSTA結論書: 結論書(FCCC/SBSTA/2005/L.30)において、SBSTAは（付属書に含まれる）作業計画のための活動内容の指示書案に留意し、SBSTA24で詳細をさらに詰めることで合意している。さらに、SBSTAは、作業計画に関連する分野で活動を行っている国際機関や組織の第1次リストの編纂を事務局に要請し、締約国や機関には2006年2月13日までに同リストに対するインプットを提供するよう要請するとともに、2006年に実行開始が可能な活動を特定するため、SBSTA24の前に締約国代表による非公式会議を開催するよう事務局に求めている。

COP決定書: 決定書(FCCC/CP/2005/L.3)において、COPは、すべての国で、気候変動への適応と気候変動による悪影響が優先課題となっていることと、LDCやSIDSなどの途上国は特に脆弱であることに留意している。さらに、北極などの地域で科学的知見や適応ニーズに対応した実際的な経験の量的拡大や質的進化についても留意している。また、COPは、社会や経済の開発と両立する形で気候変動への対応策を調整すべきであることをあらためて表明し、特に現地の知識や先住民の知識が重要であることを認識、奨励し、適応に関する作業計画がすべての締約国に係わる広範な懸念であることに留意している。この決定書で付属書に記載された5カ年作業計画が採択され、以下の内容をSBSTAに要請している。

- SBSTA結論書に明記された第1期活動の実施による作業計画の実施開始
- 専門家グループかグループによる活動の可能性を含め作業計画の活動内容やモダリティーを検討し、詳細を詰めること。
- 第1期活動の成果やIPCC 第4次評価報告書の結果を考慮に入れながら、SBSTA28でさらに活動内容や方式について検討すること。
- COP16で作業計画のレビューを実施すること。

適応に関する5カ年作業計画には、目的、期待される成果、作業の対象範囲、モダリティーが盛り込まれている。目的としては、すべての締約国、特にLDCsやSIDSなどの途上国を支援し、影響・脆弱性・適

応に関する理解や評価を改善し、実際の適応のための活動や措置に関して確かな情報に基づいた決定を行うことなどが挙げられている。作業計画に期待される成果としては、影響・脆弱性・適応措置を確認し、理解するために、すべてのレベルにおいてキャパシティビルディングの強化を行い、実践的で実効性ある優先度の高い適応活動を実施することが挙げられる。また、作業計画は協力の強化や実践的な適応活動の知識の発展と普及、ならびに持続可能な開発の活動と適応活動のさらなる統合などを行うことも目指している。

作業の対象範囲には、1) 影響と脆弱性、2) 適応の計画・措置・活動という2つの活動テーマが含まれている。各テーマには、評価方法や評価ツールの開発と普及の促進、現在および過去の気候変動とその影響に関する情報ならびに実際の適応活動に関する情報の収集と普及など、活動を重視したサブテーマが複数含まれている。また、特にUNFCCC4条8項に明記された地域に関するカテゴリーなど、脆弱な経済セクターへの依存度低下や経済的弾力性をめざした経済多角化などのための措置・方法論・ツールの推進も作業対象となっている。方法論や、データとモデリング、持続可能な開発への統合などは、横断テーマとして個別の活動の中に盛り込まれる。モダリティーについては、専門家や実務家、関連組織からのインプットや、一覧表やインターネットによる情報源、締約国からの提出文書、報告書、テクニカルペーパー、ならびに専門家から構成されるグループなどが挙げられている。

後発発展途上国: 11月29日、Paul Desanker(マラウイ)は、LDC専門家グループの作業と国別適応行動計画(NAPAs)の進捗について、SBIに簡単な報告を行った。Dechen Tsering(ブータン)及びAloisia Wörgetter(オーストリア)が共同議長を務めるコンタクトグループが発足し、LDC専門家グループ(LEG)の新たなマンデートや権限について、NAPAs実施に関してLDCの支援方法や、LEGの新マンデートの対象期間、ならびにSBIで検討される事業計画策定をLEGに要請するパラグラフなどについて焦点をあてながら、討議が進められた。12月6日、SBIはLEGのマンデート延長を規定したCOP決定書草案を勧告し、12月9日、COP11が決定書を採択した。

COP決定書: 決定書(FCCC/SBI/2005/L.17)で、COPは、LDC専門家グループ(LEG)のマンデートを2007年まで延長することを決定し、SBI24で検討するため、NAPAsの実施を含めた事業計画の策定という業務についても合わせて決定している。

途上国の森林減少による排出

この議題項目は、11月30日のCOPプレナリーで初めて提起された。その後、Hernán Carlino(アルゼンチン)議長による12月1日と12月5日のコンタクトグループと12月6日の非公式折衝で取り上げられた。これは“途上国の森林減少による排出量減少：行動を促進するためのアプローチ”に関する議題項目を入れるというパプアニューギニアとコスタリカの要請によるもので、他の国々の支持を受けて取り上げられた。締約国がこの問題の重要性と複雑性を強調し、これに対応するためのプロセス開始に同意したことで、この提案は幅広い支持を受けた。EUなどの提案のように、この問題の科学的・技術的側面をまず検討するためにSBSTAに付託すべきか、あるいは-77/中国や小島嶼国連合(AOSIS)などが提案したように技術と政

策の両面を検討するためにSBSTAとSBIの両方に付託すべきかどうかを巡り、意見の対立が見られた。米国は、SBIにより検討する案に反対。ブラジルやEUなどは、UNFCCCの下で検討されるべき問題であると強調した。EUが提案したように、承認されたオブザーバーを含め、締約国からの意見提出を募ることが最初のステップとなるということに締約国すべてが賛成した。この件を検討するための付託先はSBSTAとするが、政策アプローチや建設的なインセンティブに関する情報の提出や、さらに検討を進めるための追加的なプロセスに関する提案書の提出を締約国に募ることにするということで意見の一致が見られた。また、この決定にはブラジル、パプアニューギニアなどが提案したように、建設的なインセンティブについての言及が盛り込まれている。

COP決定書: 決定書(FCCC/CP/2005/L.2)で、COPは、2006年3月31日までに、締約国と承認を受けたオブザーバーが、科学・技術・方法論の問題や、政策アプローチや積極的なインセンティブ、これらの問題を検討するための追加的なプロセスに対する提言などを含めた関連情報や経験の交換などを中心として、途上国における森林減少による排出量の減少に関して見解書を提出するよう求めている。さらに、COPは、SBSTA25の前にワークショップを開催するようSBSTAに要請している。

事務管理、資金、組織・制度に関する問題

COP11は、予算問題や事務局と国連との組織的連携、UNFCCC事務局長の任命手続きなどを含め、様々な事務管理・資金、組織・制度的な問題について取り上げた。

予算問題: 11月30日のSBIプレナリーでこれらの項目が初めて取り上げられた。2004-05年の二ヵ年予算収支 (FCCC/SBI/2005/13 及び FCCC/SBI/2005/INF.10) については、関係ある締約国と協議の上、事務局が結論書草案を作成することが決定された。2006-07年の二ヵ年事業予算については、SBIは事務局の事業計画(FCCC/SBI/2005/INF.6)への修正について留意する決定を行った。12月6日、SBIは結論書と決定書草案を採択した。12月9日、この決定書がCOPにより採択された。

COP決定書: 決定書(FCCC/SBI/2005/L.21 Add.1)で、COPは財務諸表（暫定版）と2004-2005年の二ヵ年の予算収支に留意し、負担金が未払いとなっているすべての締約国に対し遅滞なく資金を供与するよう強く求め、プロセスへのより広範な参加と重要な成果やアウトプットの提供を確実にするため、資金供与の継続と増額を呼びかけた。

事務局と国連との組織的関係: 11月29日、この問題(FCCC/SBI/2005/15)はSBIではじめて取り上げられた。Masao Nakayama (ミクロネシア)が議長を務める12月1日と3日のコンタクトグループの討議でCOP決定書草案が作成され、12月9日、COPにより採択された。

COP決定書: 決定書(FCCC/SBI/2005/L.19)で、COPは、現在の事務局と国連との間の連携継続を承認し、さらに国連総会で国連事務総長が承認を求めるよう促した。

事務局長の指名手続き: 11月30日のCOPでこの問題が初めて取り上げられた。国連事務総長との最近の書簡の中で説明されている通り、Dion議長がUNFCCC事務局長の選挙手続きについて概要を説明した。選挙手続きは国連上級職すべてに共通しているものと同じであり、COP議長団が事務局長の指名にあたって事務総長より相談を受けることを期待しているとDion議長が述べた。COPはこれらの取り決めについて留意した。

UNFCCCに基づく方法論の問題

COPは、伐採木材製品、LULUCFのための共通報告様式、国際航空及び海上輸送の燃料使用による排出量などを含む様々な方法論に係わる問題を取り上げた。

伐採木材製品 (HWP) : 11月28日、SBSTA プレナリーでこの問題が初めて取り上げられ、Nagmeldin Goutbi Elhassan (スーダン)及びPeter Brisbane (オーストラリア)が共同議長を務める非公式折衝で討議継続となった。附属書I国に対して、炭素蓄積及び伐採木材製品からのGHG排出量の変化に関する情報や、IPCCガイドライン改訂版の利用に伴う経験やLULUCFグッドプラクティスガイダンスなどの情報の提出を求めるSBSTA21からの要請を受け、今回の検討が行われた。締約国からの提出文書は、伐採木材製品に関するその他の情報とあわせて、事務局によりとりまとめられた。しかし、第2約束期間だけに適用される問題の複雑性と本会合の討議スケジュールの厳しさを鑑み、ほどなくSBSTA24でこの問題を取り上げることで締約国が合意した。

SBSTA結論書: 結論書(FCCC/SBSTA/2005/L.16) で、SBSTAは、締約国の提出文書に留意し、国別温室効果ガスインベントリプログラムのための2006年IPCCガイドラインの作成との関連で、伐採木材製品の算定及び報告に関する進捗状況について、IPCC報告書に謝意を込めて留意し、SBSTA24での討議継続を決定している。

LULUCF共通報告様式(CRF): 11月28日のSBSTAでこの件が初めて取り上げられ、Audun Rosland (ノルウェー)及びNewton Paciornik (ブラジル)が共同議長を務める2回のコンタクトグループで討議された。 María José Sanz (スペイン)が進行役を務め、非公式に草案作成グループが発足し、CRF表の技術問題について取り上げた。12月3日までに、締約国はCRF表の修正に合意した。また、ツバル提案の通り、UNFCCCの下での報告に関連があるとして、米国提案の炭素蓄積の変化に関する報告とあわせて、バイオマス燃焼と自然災害に伴うインベントリ問題についての討議継続をSBSTAに要請する決定が盛り込まれた。

SBSTA結論書: 結論書(FCCC/SBSTA/2005/L.19) で、SBSTAは、第24回SBSTA会合において特に次の点を検討することで合意。1) 現在LULUCFで対象となっている排出量と除去量及び農業部門が各国別の総量にどのように示されるかという問題、2) UNFCCCの下での報告に関連のあるバイオマス燃焼と自然界

の攪乱作用に絡むインベントリ問題、3) メタン、一酸化炭素、メタン以外の揮発性有機物のCO2換算での排出量の報告方法が炭素蓄積の変化に及ぼす意味。

COP決定書: 決定書(FCCC/SBSTA/2005/L.19/Add.1)で、COPは、付属書に含まれるCRF表を採択し、すべての附属書I国が2007年以降に提出予定の年間インベントリでこれらの表を利用することを決定。さらに、COPは、事務局に対しては、SBSTA25に間に合うよう、附属書I国の国別報告書の作成ガイドラインにこれらを盛り込むよう要請した。

国際航空及び海上輸送で使用される燃料からの排出量: 11月28日、国際民間航空機関(ICAO)のJane Hupeが、SBSTA22以降の航空機からの排出量に関するICAOの作業について概要報告を行った。SBSTAのBenrageb議長は、SBSTA22では本件の検討が完了していなかったと述べ、José Romero(イス)が非公式折衝を行うよう求めた。本件に関するワークショップ開催を中心とする議題を巡り、その週を通して討議が行われた。しかし、12月6日、コンセンサスが得られなかつたとして、括弧書きのテキストがそのまま残されるとRomeroがSBSTAに報告を返した(FCCC/SBSTA/2005/CRP.1)。EU、南アフリカ、日本、オーストラリア、チリ、AOSISなどはワークショップ開催を支持したが、サウジアラビア、クウェート、リビアがこれに反対を唱えた。本件についてコンセンサスに到達できなかつたため、SBSTAは、SBSTA24に先送ることを決定した簡単な結論書を採択した。

SBSTA結論書: 結論書(FCCC/SBSTA/2005/L.28)において、SBSTAは本件をSBSTA24の検討に回すことで合意している。

補助機関の報告書

12月9日、科学・技術上の助言に関する補助機関(SBSTA)(FCCC/SBSTA/2005/4 & Add.1 & Amend.1; FCCC/SBSTA/2005/L.15)、実施に関する補助機関(SBI)(FCCC/SBI/2005/L.16)の第23回補助機関会合の報告書がCOPにより採択された。これらの報告書には、その後COPやCOP/MOPで取り上げられる問題が数多く含まれている。また、COPやCOP/MOPでのフォローアップの必要なく、これら補助機関により結論書が採択された項目もいくつかあった。ここでは、補助機関の報告書で取り上げられたUNFCCC問題の詳細およびSBIもしくはSBSTAだけで取り上げられCOPで直接取り扱われることのなかつた問題などについて報告する。

実施に関する補助機関(SBI) : SBI23で取り上げられた問題は、教育、訓練、啓発、事務局レビューなどである。

教育、訓練、啓発：11月29日のSBIプレナリーでは、新たに設立されたUNFCCCのインターネット情報センター、気候変動情報ネットワーク(CC:iNet)、地域別ワークショップ(FCCC/SBI/2005/21 and FCCC/SBI/2005/14)、6条に関連するUNEPの作業などが議論の中心テーマとなり、UNFCCC6条(教育、訓練、啓発)について簡単な説明があった。Crispin d'Auvergne(セントルシア)が議長を務めたコンタクトグループでこの問題の結論書草案が作成された。コンタクトグループによる数回の会合を経てテキストが完了し、特に深刻な意見の不一致も見られず、最終的に12月6日のSBIで結論書が採択された。

SBI結論書: UNFCCC 6条に関する結論書(FCCC/SBI/2005/L.18)において、SBIは、特に、締約国が確認したニーズや懸念に対応するためには現在利用可能な資金源が十分ではないことに留意し、附属書I国や附属書II国、GEF、その他の二国間・多国間組織に対してUNFCCC6条活動の実施のための財政支援を今後も継続するよう求めている。さらに、SBIは、プロトタイプの情報ネットワークセンターの開始を歓迎し、すでに5カ国で6条の連絡窓口を設置していると述べ、その他の締約国に対してもこれを奨励している。また、情報センターに関する各国の見解を提出するよう締約国に要請し、事務局に対してはSBI25までにSIDSのニーズを中心に6条に関するワークショップを開催するよう求めた。

事務局の活動に関する内部レビュー: 11月29日のSBIでこの問題が最初に取り上げられ、関係ある締約国との協議の上、事務局が結論書を作成することになった。12月6日、SBIがこれらの結論書を採択した。

SBI結論書: 結論書(FCCC/SBI/2005/10 Add.1)で、SBIは特に文書FCCC/SBI/2005/13など幾つかの文書に記載されている事務局の機能や業務に関連する情報に留意し、この件についてSBI25で再度検討することで合意している。

科学・技術上の助言に関する補助機関 (SBSTA) : SBSTA23で取り上げられたUNFCCC関連の問題は、気候変動の緩和、研究と系統的観測、関連ある国際機関との協力などである。

緩和: 気候変動の緩和に関する科学的・技術的・社会経済的側面については、11月28日のSBSTAで最初に取り上げられ、この件に関する報告書について検討された(FCCC/SBSTA/2005/INF.5、Misc.12 及び Add. 1-2)。

多くの締約国が会合と会合の間のワークショップ開催の有用性を強調した。一方、中国と南アフリカは、先進国による昨今のGHG排出量排出量の増加について懸念を表明した。オーストラリア、カナダ、スイスなどは、運輸、再生可能エネルギー、エネルギー効率、CO₂回収・貯留などの“主要分野”に対する重点的な取組みと緩和のためのセクター別アプローチについて強調した。オーストラリアは、緩和による共同便益について強調した。EUは、様々なCO₂安定化レベルと排出経路の影響について研究する必要があると強調した。

Kok Seng Yap(マレーシア)と坂本敏幸(日本)が共同議長を務めるコンタクトグループや非公式部会が11月29日から12月6日にかけて開催された。討議の中心テーマは、会期中もしくは次の会期までにワークシ

ヨップを開催するかどうかという問題、過去の排出実績や人口1人あたりの排出量、貴重な教訓、事務局によるテクニカルペーパー作成要請などであった。貴重な教訓についての議論が長時間に及んだが、合意に至ることがなく、過去の教訓について記述したサブパラグラフの5箇所、過去の排出実績と人口1人あたりの排出量に関する言及、テクニカルペーパーの要請に関する言及が本文から削除された。

12月6日火曜日の夜、SBSTA結論書が採択され、EUは野心的なプログラムについて合意が得られなかったことに失望感を表明した。

SBSTA結論書: 結論書(FCCC/SBSTA/2005/L.29)で、SBSTAは特に以下の点について述べている。

- 情報交換や経験の共有を重点項目として合意。
- 農業、林業、農村開発、都市計画・整備、エネルギー効率、発電、CO₂以外の排出などに関して、会期前と会期中にワークショップを開催するよう事務局に要請。
- 各ワークショップで、現行技術やこれからの新技術、技術に関する国際協調、緩和の社会経済的側面、横断的問題（クロスカッティング・イシュー）について取り上げる旨を記載。

研究及び系統的観測: 11月29日、SBSTAでこの項目が取り上げられ、次の点に関する報告が行われた。

- 全球気候観測システム(GCOS:Global Climate Observing System)(FCCC/SBSTA/2005/Misc.14)
- 全球陸上観測システム(GTOS: Global Terrestrial Observing System)(FCCC/SBSTA/2005/Misc.16)
- 地球観測衛星委員会(CEOS: Committee on Earth Observation Satellites)
(FCCC/SBSTA/2005/Misc.17/Rev.1)
- 海洋気象観測システムに関する締約国の見解(FCCC/SBSTA/2005/Misc.15 & Add.1)
- CEOS、GCOS、全地球観測システム(GEOSS)との間の協働作業

多くの政府代表が上記の報告を歓迎し、GCOSとGEOSSとの協働作業の重要性を強調した。ウガンダは、特にアフリカにおけるデータ格差の問題に取り組む必要性を強調した。中国とパナマは、地域的なキャパシティの問題を強調した。Stefan Rösner(ドイツ)及びPhilip Gwage(ウガンダ)が共同議長を務めたコンタクトグループと非公式折衝が、12月1-3日にかけて開催された。討議の中心となったのは、国連食糧農業機関(FAO)の陸上観測基準や、国別報告書のための報告ガイドライン、海洋観測所、データ交換や国際データ交換センター設置の必要性、地域別ワークショップのプログラム、アフリカを中心とするキャパシティビルディング、GCOSと地球観測グループ(GEO: Group on Earth Observations)との間の協同作業に関する問題などである。12月6日にSBSTAにより結論書が採択された。

SBSTA結論書: 結論書(FCCC/SBSTA/2005/L.17)において、SBSTAは特に以下の点を記載している。

- 締約国が、特にキャパシティビルディングに関して全球陸上観測システム(GTOS)実施計画をさらに実施するよう要請。
- 締約国が、各国別にGCOS調整官と連絡窓口を設置するよう要請。
- GTOS事務局が、陸域観測の基準の作成状況を評価するよう要請。

- 地球観測システムの報告に関する指針の改定に合意。
- 海洋観測所の重要性に留意。
- データ交換の重要性をあらためて表明。
- 国際的なデータセンターへの支援の招請。

国際機関との協力 : SBSTAは、IPCCの二酸化炭素の回収・貯留に関する特別報告書、小島嶼開発途上国（SIDS）の持続的な開発のための行動計画の実施をレビューするためにモーリシャスで開催されたSIDS国際会議、その他の条約や科学機関、国連機関との協力などに関連した問題と並んで、関連のある国際機関との協力という問題について検討した。

上記の問題は、11月28日のSBSTAプレナリーで初めて取り上げられた。SIDS関連の議題について、米国は、SB22で既に検討済みだとしてSBSTAの議題に入れることを反対した。しかし、AOSIS、G-77/中国、EUをはじめとする多くの締約国が議題入りを支持した。非公式折衝の後に、本件を保留とし、次回の暫定議題の中に入れられることが決定された。また、米国は、IPCC特別報告書を個別の議題項目として議論することに手続き上、疑問があると発言した。非公式折衝の結果、この件を“関連する国際機関との協力”という議題の下に含められることになった。

関連する国際機関との協力については、11月29日、SBSTA調整担当官のHalldor Thorgeirssonが、共同連絡会（Joint Liaison Group）及びリオ条約（気候変動条約・生物多様性条約・砂漠化対処条約）の間の協力強化に関するペーパーの検討について、SBSTAに報告した。また、2006–2007年のエネルギー・大気・気候変動を中心とした持続可能な開発委員会（CSD）の関連活動について概要を説明した。その後、ラムサール湿地条約、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）、国連食糧農業機関（FAO）、国連防災世界会議、国連森林フォーラムなど、関連ある国際組織の代表により各国際機関との協力に関して簡単な説明があった。SBSTAのAbdullatif Benrageb議長（リビア）は、同議長が本件に関する結論書を作成すると述べた。

IPCCのCO₂回収・貯留に関する特別報告書については、11月29日のSBSTAで初めて取り上げられ、IPCC共同議長でワーキンググループIII（緩和）の議長も務めるBert Metzが、追加的なエネルギー要件、コスト、リスク、リーケージ、法制面・規制面の問題などを含め、IPCC特別報告書についての概要報告を行った。数多くの政府代表が、緩和のツールとしてのCO₂回収・貯留の重要性を強調した。William Agyemang-Bonsu（ガーナ）及びThomas Verheyen（EU）が共同議長を務めるコンタクトグループや非公式の部会でこれらの問題が討議された。

EUは、CO₂の回収・貯留についてさらに討議するためのワークショップを次の会期までに開催するよう提案し、サウジアラビアなどがこれに賛成した。米国はそうしたワークショップでは過去の経験に焦点を当てるべきだと述べた。ノルウェー、EU、G-77/中国は、海洋貯留の検討は時期尚早であると主張した。AOSISは、CO₂回収・貯留に絡んだリスクへの懸念を示し、リビアはさらなる研究が必要だと述べた。オーストラリアは、G-77/中国とともに、先進国と途上国との双方において実証プロジェクトを行う必要があ

ると強調した。イランが、そうしたプロジェクトをCDMに含めるべきだと主張する一方で、中国は“この件について門戸を開いておくべきだ”と述べた。

ワークショップの形式や目的、技術の成熟性への言及、CDMとの関連でCO2の回収・貯留、2006年IPCC国別温室効果ガスインベントリプログラムのためのガイドラインなどが議論の中心となった。

12月6日、すべての懸案事項が解決し、他条約との協力に関するSBSTA Benrageb議長のテキストや、CO2回収・貯留に関するIPCC特別報告書に関するコンタクトグループからのテキストなどを含む結論書が採択された。

SBSTA結論書: 結論書(FCCC/SBSTA/2005/L.26)において、SBSTAは、特に他の国際機関からの貴重なインプットを認識し、CO2の回収・貯留システムは様々な発展段階にあることに留意し、事務局に対してはSB24の会期中にワークショップを開催することを要請し、締約国と民間部門に対してはそうした関連ある技術の研究、開発、普及を支援していくよう奨励した。

その他の問題

UNFCCCの下での将来の行動: 2013年以降の将来の行動と約束に関する問題は、11月30日のCOP/MOPにおいて、京都議定書3条9項（附属書I国の将来約束）のレビューという議題事項の中で、初めて取り上げられた。しかし、Dion議長がUNFCCCの下での将来行動に関する並行プロセスを開始したことから、この問題は京都議定書に関するCOP/MOPでの議論に加え、COPとの関連性ある問題となった。UNFCCCと京都議定書の下でのアプローチに関する交渉は相互に関係しており、これらの問題に関する決定は長きにわたった交渉の末、12月10日に最終的な合意を見た。これらの議論や決定書の概要については、この文書のCOP/MOP “3条9項と将来行動”の部分で紹介している(26頁参照)。

京都議定書第1回締約国会合（COP/MOP 1）報告書

COP/MOP-1のStéphane Dion議長は、11月28日にCOP/MOP 1を開会した。いくつかの締約国が開会にあたってCOP/MOP-1の議題に関するプレゼンテーションを行った。英国は、EUを代表して、マラケシュ合意の採択を期待していると述べ、遵守レジームに関する決定書の採択を支持し、CDMに関するさらなる作業や適応基金へのガイダンスの必要性を認識していると発言した。また、EUが3条9項（将来約束）の元での議論をいつでも開始する構えにあることを強調した。ツバルは、AOSISの立場から、3条9項の下での将来約束を求め、CDMの簡素化に向けた取組みが環境十全性を損ねるものであってはならないと強調した。ジャマイカは、G-77/中国の立場から、GEF資金割当枠組への懸念を表明した。バングラデシュは、LDCの立場から、LDC基金、適応基金、特別気候変動基金などを稼働させる必要があると強調した。

組織上の問題

COP/MOPは、11月28日の会合で暫定議題について検討した。全体的には暫定議題の合意が見込まれたが、EUは、京都議定書2条3項（対応措置）に関する議題項目は別の部分で取り上げられているとして、議題に含めることに反対を唱えた。一方、サウジアラビアは、議題からの削除に反対した。議題は提案通りの内容で採択され、上記の件については保留となった(FCCC/KP/CMP/2005/1/Add.1)。

2条3項(対応措置): 2条3項については、SBSTAの議題としても取り上げられ、11月29日のSBSTAで再度討議された。サウジアラビアは、SBSTAのコンタクトグループで本件を取り上げるよう要請し、いくつかの締約国の支持を得たが、EUなどの締約国の反対を受けた。SBSTAのBenrageb議長が非公式折衝を開催した。12月7日、サウジアラビアが再び本件のコンタクトグループ開催を要請。Benrageb議長は、何らの合意が得られなかったことを言及しつつ、次回の会合での討議継続について合意が成された結論書草案(FCCC/SBSTA/2005/L.22)を提起した。

COPが先送りした決定書(マラケシュ合意)の採択

11月30日、COP/MOPのDion議長が2001年のCOP7で合意されたマラケシュ合意の条件に基づきCOPからCOP/MOP1に付託された決定書パッケージ（マラケシュ合意：Marrakesh Accord）を紹介した。この合意文書の目的は、京都議定書の運用細則を規定することにある。COP/MOPは追加修正なしで同決定書パッケージを採択した。この中には、土地利用・土地利用変化・林業（LULUCF）に関する決定書、3条14項（悪影響）の問題に関する決定書、5条（方法論の問題）、7条（情報の送付）、8条（情報のレビュー）、柔軟性メカニズム、7条4項(FCCC/KP/CMP/2005/3 及び Add.1-4)の下での割当量の算定などに関する決定書が含まれている。これらの決定書はCOP7で合意されており、その後に若干の修正が行われていた。しかし、この決定書の発効にはCOP/MOPによる正式採択が必要であった。

これらの決定書の採択は、7年の大変な作業により成し遂げられた“画期的な偉業である”と述べ、Dion議長は京都議定書の“明確なルールブック”を承認した各政府代表に感謝の意を表明した。カナダは、こうした決定により京都議定書に生命が吹き込まれ、実施のための礎となると発言。また、今後、必要となるステップとしては、CDMの運用や技術移転などを通じた“改善”があると示唆した。このセクションには、決定書について問題別に簡単な概要説明が含まれている。

土地利用・土地利用変化・林業（LULUCF）と悪影響

LULUCFに関するCOP/MOP決定書-原則、規則、指針: 決定書(FCCC/KP/CMP/2005/3/Add.1)には、LULUCF活動の取り扱いを規定する原則、第1約束期間の規定と指針を取り決めた付属書（annex）、別表（appendix）が盛り込まれている。原則には、LULUCF活動が将来の約束期間への約束の移転を意味するものではなく、LULUCF活動による除去量の消失（reversal）はしかるべき期間に三滴されなければなら

ないことを明確にし、炭素蓄積の算定からの除外が盛り込まれた。付属書の中の指針には、例えば、附属書I国は、第1約束期間に、1990—2012年までの新規植林・再植林・森林減少の活動を別表で決定されている最大量の5倍、および新規植林・再植林のCDM活動から生じるクレジットを“基準年の排出量の1%の5倍”までを算定に入れることができる。

LULUCFに関するグッドプラクティスガイダンスに関するCOP/MOP決定書: 決定書

(FCCC/KP/CMP/2005/3/Add.1)は、発生源からの人為的な温室効果ガスの排出量とLULUCF活動による吸収源からの除去量について情報を提供するものとして、IPCCガイドラインを採択している。

3条14項に関する問題についてのCOP/MOP決定書(途上国における緩和の悪影響の最小化): 決定書

(FCCC/KP/CMP/2005/3/Add.1)は、附属書I国に対し、毎年のインベントリ報告書の一環として、途上国との締約国における社会的・環境的・経済的な悪影響の最小化に関する情報を提供するよう要請しており、事務局に対しては、途上国の緩和活動の悪影響を最小化するための方策に関する報告方法について、COP/MOP-2を前にワークショップを開催するよう要請している。

国家システムとインベントリに関する指針

国家システムの指針に関するCOP/MOP決定書: 決定書(FCCC/KP/CMP/2005/3/Add.2)において、

COP/MOPは、モントリオール議定書で規制されていない全ての温室効果ガスについて、発生源からの人為的排出量と吸収源からの除去量を算定するための国家システムに関する付属書を盛り込んだ指針を採択している。付属書は、国家システムの定義、目的、特徴、全般的な機能について記載している。機能の部分では、毎年の国別インベントリのタイムリーな作成とCOPもしくはCOP/MOP-1の決定に基づく報告要件を満たすために必要な情報の提供が盛り込まれている。

7条に基づく情報の作成指針に関するCOP/MOP決定書(約束の遵守に関する情報): 決定書

(FCCC/KP/CMP/2005/3/Add.2)において、COP/MOPは、京都議定書に基づく締約国の排出削減目標や他の約束の遵守に関する情報提供について、決定書の付属書に盛り込んだ指針を採択している。この指針では特に、標準電子様式にある国家登録簿の割当量単位(AAUs)、認証排出削減量(CERs)、排出削減単位(ERUs)、及び除去単位(RMUs)の取得について記載している。

京都議定書の報告単位のための標準電子様式に関するCOP/MOP決定書: 決定書

(FCCC/KP/CMP/2005/3/Add.2)において、COP/MOPは、標準電子様式と付属書を全般的な報告方法の説明とモデルとなる報告表とともに採択している。

8条 (専門家チームによる情報のレビュー) の下での指針に関するCOP/MOP決定書: この問題について、4つの決定書が採択され、そのすべてが文書FCCC/KP/CMP/2005/3/Add.2の中に含まれている。

- レビュー実施: この決定書で、COP/MOPは附属書I国の定期的かつ毎年のレビュー開始日を設定し、国別インベントリや約束の遵守状況、国家システム、国別登録簿および途上国の悪影響の最小化に関する情報のレビュー実施のための指針が盛り込まれた付属書が含まれる。
- 代表査読者のための職務条件: この決定書で、COP/MOPは、査読者は出身国を本拠地として勤務すると規定している。
- 教育訓練プログラム: この決定書には、教育プログラムのコースや施設に関する付属書と代表査読者の選定基準に関する付属書が含まれ、COP/MOPは、事務局に対して、専門家査読者チームのメンバーのための教育訓練プログラムを策定するよう要請している。
- 秘匿情報: この決定書は、特例措置として、専門家審査チームが関連する秘匿情報へのアクセスを元に調整の遡及的な適用を推奨する可能性について規定している。

柔軟性メカニズムと7条4項の下での割当量算定方式

メカニズムの原則、性質、スコープに関するCOP/MOP決定書: 決定書(FCCC/KP/CMP/2005/3/Add.3)は、環境十全性を強調し、国内の活動を補完するためにおいてのみメカニズムを活用できると規定している。また、附属書I国がメカニズムを活用する際の適格性は、方法論や報告義務に対する遵守状況によると指摘している。

6条(共同実施)の指針に関するCOP/MOP決定書: 決定書(FCCC/KP/CMP/2005/3/Add.3)は、JI監督委員会(JISC)とJIへの参加基準について定義している。すべての基準を満たしたホスト国は自ら排出削減量を検証することが可能(第1トラック)。一方、その他の場合、認定独立組織やJI監督委員会が係わる手続きを活用しなければならない(第2トラック)。

排出量取引の方法、規則および指針に関するCOP/MOP決定書: 決定書(FCCC/KP/CMP/2005/3/Add.3)は、割当量単位(AAU)の取引のための適格性基準について決定している。附属書I国は自国の割当量の90%を下回ってはいけない“約束期間リザーブ”を維持するか、“直近にレビューを受けたインベントリの5倍の100%を維持すること”が義務づけられている。

7条4項の下での割当量の算定方法に関するCOP/MOP決定書: 決定書(FCCC/KP/CMP/2005/3/Add.3)は、割当量の計算と記録のための必要条件を記載している。加算分や差引分や、次期約束期間への登録単位の繰り越しなどを含めた順守状況の評価に関する方法についての規定が記載されている。約束期間の終了時には、附属書Bの各国は、同期間の温室効果ガス排出量と少なくとも同等のAAUs、ERUs、CERs、および・もしくはRMUsを償却しなければならない。未償却のAAUs、ERUs、CERsは、それぞれ当該国の割当

量の2. 5%を上限としてすべて繰り越しが可能だが、RMUsは繰り越しができない。また、この方法に関する部分では、国家登録簿の要件やAAUs、ERUs、RMUs発行手続きについてまとめられている。さらに、国際取引ログや公開情報、事務局が整備するデータベースが含まれ、約束実施のための追加期間の終了時における排出量インベントリと割当量の編集と算定に関する規定が記載されている。

CDMの方法と手続きに関するCOP/MOP決定書: 決定書(FCCC/KP/CMP/2005/3/Add.4)は、CDMの運用におけるCOP/MOPとCDM理事会の役割について記載している。ここでは、附属書I国と非附属書I国のための差異ある参加要件について述べられている。また、指定運営組織(DOE)、CDMプロジェクトから生じる排出削減量ならびにCERs発行に関するモニタリング、有効化審査、検証、認証についての規定が含まれている。

CDM理事会の報告書

CDM理事会のSushma Gera議長は、2004-2005年CDM理事会報告書(FCCC/KP/CMP/2005/4 及び Add.1)を11月30日のCOP/MOPプレナリーで紹介した。David Brackett(カナダ)とAndré do Lago(ブラジル)が共同議長を務めるコンタクトグループが発足され、CDMに関する追加的な指針を提供することになった。同コンタクトグループでは3回の会合と非公式折衝を行った。

12月9日、COP/MOP決定書が採択された。幾つかの附属書I国とEUがCDM向けの資金の拠出を誓約し、全体で8,188,050米ドルが確約された。そのうち、高額の資金拠出を申し出た附属書I国は以下の通り：カナダ(150万米ドル)、ドイツ(100万米ドル)、日本(100万米ドル)、イタリア(100万米ドル)、英国(74万米ドル)、スペイン(50万米ドル)。

討議では、ガバナンス、方法論、追加性、地域的分布、キャパシティビルディングやCDMにかかわる作業のための財源問題など、様々な問題を取り上げた。EUを含む幾つかの締約国が今後予想される大量のプロジェクトの処理のためCDM理事会の作業を迅速化する必要があると強調した。タイは、書面での審査過程を含め、CDM理事会の意志決定の透明性を高めるよう求めた。中国などは手続きの簡素化の必要があると指摘した。

チリやペルーをはじめとする途上国は、事務作業費として1CERにつき0.20米ドルを徴収するというCDM理事会の提案に懸念を表明し、課徴金の差別化を求めた。ロシアは、JIコンタクトグループでG-77/中国が提起した財政面の懸念を調整するために課徴金を増額して0.50米ドルとするべきだと提案した。これに対して、ブラジルは、JIプロジェクトや排出量取引からの収益を適応基金向けに徴収する提案で応酬した。メキシコ、インド、パナマをはじめとする国々が、追加性について検討する必要があると述べる一方で、ブラジルはCDMの改善にあたり環境十全性が担保される必要があると強調した。

G-77/中国は、2013年以降もCDMが継続されるというシグナルが必要だと述べたが、日本とEUは本件は3条9項のコンタクトグループで解決されるべきだと主張した。アフリカグループは、プロジェクトの地域的な偏りが嘆かわしいとして、アフリカにおけるキャパシティビルディングを求めた。

また、CDM理事会の5名の新しい理事と5名の理事代理がCOP/MOPにより選任された。内訳は、東欧1名、附属書I国1名、AOSISから1名、非附属書I締約国2名である(FCCC/KP/CMP/2005/L.1 & Add.1)。

COP/MOP決定書: 決定書(FCCC/KP/CMP/2005/L.7)において、2013年以降もCDMが継続されるよう担保する必要があるとCOP/MOPは認識している。また、“早期CDMプロジェクト”的めの遡及的なクレジット期間の延長が記載されている。

この決定で、CDMの強化と締約国や利害関係者のニーズへの対応のため、CDM理事会がどのような対策を行うか確認させることにより、CDMの運営問題に対応している。また、CDM理事会はその決定に際して十分な説明をしなければならないと指摘している。

CDM理事会の事務作業費に充当するための収益の一部をどうするかという問題では、最初の15,000 CERでは0.10米ドルと課徴金を低くし、次の15,000 CERでは0.20米ドルの課徴金を徴収するという漸進的なアプローチを採用する決定がなされた。

COP/MOPは、CDM理事会が追加性の証明と“追加性ツール”的めの新方策について一般からのインプットを求めるよう要請している。ベースラインとモニタリング方法論についてはさらに進歩させる必要があることを強調し、活動計画の下でのプロジェクトが単一プロジェクトとして登録可能であると決定された。また、大規模プロジェクトについてはバンドリング可能と記載された。さらに、再生可能エネルギーへの小規模エネルギー転換プロジェクトのための方法論を簡素化するようCDM理事会に要請している。

CDMに基づくCO₂の回収・貯留に関する意見提出が締約国に求められた。事務局は、SBSTA 24と並行してワークショップを開催するよう要請され、理事会はCO₂回収・貯留プロジェクトの方法論に関する提案を検討するよう求められた。COP/MOP 2では、CO₂の回収・貯留についてさらなる指針が提供されることになる。

キャパシティビルディングと地域分布については、COP/MOPは、2006年5月31日までに、CDMプロジェクトの平衡なる分布に対する“システム上、あるいは組織的の”障害に関する意見書を提出するよう締約国に勧めている。また、締約国にはキャパシティビルディングを提供し、理事会は指定国家機関と定期的に会合を開くよう求めている。

共同実施

京都議定書6条(共同実施:JI)の実施に関する議題が11月30日のCOP/MOPプレナリーとDaniela Stoycheva(ブルガリア)が議長を務めた2回のコンタクトグループ会合と非公式折衝で取り上げられ、12月9日にCOP/MOP決定書が採択された。

討議では、CDMの経験を活用してJIの第2トラックの早期運用開始を求める附属書I国と、JIとCDMの違いを強調するG-77/中国の見解の相違が露わになった。マラケシュ合意の精神を強調して、EU、ロシアなどの国々は、JIプロジェクトがCDMの指定運営組織(DOE)、プロジェクト設計書(PDD)、方法論などを活用できるようにすることを提案した。一方、G-77/中国は2つのメカニズムの差異を考慮すると、そ

うしたCDMの制度は適用不可能であり、JI監督委員会が独自に独立組織の信任手続きを整備し、独自のベースラインやモニタリング方法論を採択するべきだと主張した。

JI監督委員会の10名の委員と10名の委員代理がCOP/MOPにより選任された。市場経済移行国 (EITs) から3名、附属書I国から3名、非附属書I国から3名、小島嶼開発途上国 (SIDS) から1名となった。
(FCCC/KP/CMP/2005/L.1 and Add.1)

COP/MOP決定書: 決定書(FCCC/KP/CMP/2005/L.6)で、COP/MOPはJI監督委員会を設立し、その事業計画の概要をまとめた。その中で、JI監督委員会が独立組織 (IE) の認定基準や方法の策定及び独立認定組織 (AIE) の認定が優先課題として求められ、小規模JIプロジェクトの運用計画やガイドラインの策定が求められた。

COP/MOPは、JIプロジェクトの決定に際し、暫定的かつ条件付きでCDMの指定運営組織を活用できると決定し、CDM理事会の小規模方法論やCDMのPDDが適宜利用可能であると決定した。

国際取引ログ

京都議定書の下での様々な炭素クレジットの取引の自動検証チェックシステムである国際取引ログについては、11月29日のSBSTAで初めて取り上げられた。この問題(FCCC/KP/CMP/2005/5)に関する説明の後、Murray Ward (ニュージーランド) がコンタクトグループを務め、3回のコンタクトグループ会合と非公式折衝が行われた。深刻な意見の不一致は見られなかつたが、国際取引ログの実施時期については疑問の声が上がった。中国やその他の国は、2007年4月までに国際取引ログと国家登録簿システムを接続させるという予定に沿って確実に国際取引ログを適切に運用し、そのための仕様設計を行うよう求めた。この点に関するテキストが追加された。12月6日、決定書草案はSBSTAにより合意され、12月9日のCOP/MOP 1で採択された。

COP/MOP決定書: 登録簿システムのガイダンスに関する決定書 (FCCC/SBSTA/2005/L.20/Add.1)で、COP/MOPは京都議定書の柔軟性メカニズムに国際取引ログが不可欠であると言及している。また、2006年10月31日に登録簿システムと取引ログとの初期化テストを開始するとした。さらに、COP/MOPは京都議定書の下での登録簿システム間のデータ交換に関する技術基準の設計上の要件も採用した。また、運用管理者には2006年にログの実行を求め、2006年3月に非附属書I国からの第1回専門家会合を開催するよう要請した。さらに、運用管理者が非附属書I国の専門家を交えて国際取引ログとその他の登録簿システムとの運用にあたり実証実験を実施するなど、インタラクティブな演習を手助けするよう求めた。

遵守

遵守メカニズムの採択とサウジアラビアによる京都議定書の修正提案: 11月30日のCOP/MOPで初めて議題として取り上げられ、その後、Harald Dovland(ノルウェー)及び Mamadou Honadia(ブルキナファソ)が共同議長を務めるコンタクトグループでの3回の会合と数多くの非公式折衝で議論された。COP/MOP決定書草案は12月9日に採択された。

京都議定書18条で法的拘束力という結果を伴う遵守制度は京都議定書の改正として採択されなければならないと規定しており、マラケシュで採択された決定書24/CP.7に付属した遵守メカニズム採択に係る法的手続きの問題に議論が集中した。

法的拘束力をもつ制度が必要であると強調するサウジアラビアは、京都議定書の改正を提案した(FCCC/KP/CMP/2005/2)。日本やニュージーランドは、遵守には促進的なアプローチの方が良いと強調し、修正案に反対した。カナダは、改正には批准が必要となることからおそらく締約国が二分され、予想し得ない結果を招くと警告した。EUは、遵守制度を運用させる必要があると強調し、COP/MOP 1で決定書を採択し、その後、改正を検討するよう提案した。AOSIS、アフリカグループ、中国などもCOP/MOP 1決定で遵守メカニズムを採択し、修正プロセスを検討していく案を支持した。

COP/MOP決定書: 最終的な決定書(FCCC/KP/CMP/2005/L.5)で、遵守メカニズムは、修正プロセスの結果如何に影響を与えることなく、COP/MOPに“承認”され、“採択”となった。SBI 24は、京都議定書の改正について検討を開始し、この件の決議をCOP/MOP 3に報告することになる。COP/MOP 決定書の付属文書として採択された遵守に関する手続き及びメカニズムは、決定書 24/CP.7の付属部分と同じ内容である。

付属文書(ANNEX)では、プレナリー、ビューロー(議長団)、促進部(facilitative branch)、執行部(enforcement branch)とともに、20名の委員から構成される遵守委員会について規定している。プレナリーの主な役割に事務管理と予算の業務がある。決定書は、適正な法手続き(デュープロセス)の事由によるCOP/MOPへの上訴を含めた遵守委員会の手続きについて概要をまとめている。また、第1約束期間終了後の“約束実施のための追加期間”について定義している。

促進部(facilitative branch)は、共通だが差異ある責任の原則に配慮しつつ実施のための助言や促進を行い、遵守を促進しなければならない。促進部は、財政支援や技術支援などに係わる助言や促進について結論を承認する。

執行部(enforcement branch)は、実施に関して専門家審査チームや自国を含め締約国について締約国から寄せられる質問を受け付ける。執行部において、ある締約国が排出削減の数値目標や、方法や報告に関する要件、柔軟性メカニズムの適格性基準を遵守しているかどうか決定する。執行部は、非遵守を宣言し、締約国に非遵守となった原因を分析し、非遵守を是正するための措置や日程を報告するよう要請する。また、適格性基準に満たない場合や割当量を超過した場合、メカニズムの適格性を一時停止することができ

る。締約国の割当量を超過してしまった場合、第2約束期間の割当量は超過分（トン）の1.3倍が差し引かれる。

遵守委員会の選任: 11月30日のCOP/MOP プレナリーでこの件が初めて取り上げられ、締約国による遵守委員会の指名が要請され、12月9日に遵守委員会の委員が選任された。

COP/MOP決定書: 遵守委員会の2つの支部ごとに委員10名、委員代理10名がCOP/MOPにより選任された。そのうち、5名が国連の地域グループから、1名が小島嶼国連合開発途上国（SIDS）から、2名が附属書I国、残り2名が非附属書I国からの選出となった(FCCC/KP/CMP/2005/L.1 and Add.1)。

京都議定書に基づくキャパシティビルディング

11月29日のSBIプレナリーでUNFCCC事務局のJanos Pasztorによりこの問題が提起された(FCCC/SBI/2005/Misc.3 & Add.1)。Joyceline Goco (フィリピン) 及び Anders Turesson (スウェーデン)が共同議長を務めるコンタクトグループの会合3回と非公式折衝が行われ、12月6日にSBIにより2つの決定書が採択され、その後の12月9日のCOP/MOP プレナリーで採択された。

討議では、日本がキャパシティビルディングの枠組みを重点的に扱うべきだと述べた。G-77/中国は、CDMのためのキャパシティビルディングの必要を強調した。日本はCDMコンタクトグループで本件を検討すべきだと発言した。南アフリカはキャパシティビルディングが横断的問題であると強調した。

COP/MOP決定書: 途上国のキャパシティビルディングに関しては、決定書(FCCC/SBI/2005/L.35)で、決定書2/CP.7のキャパシティビルディングの枠組みが京都議定書にも適用されるとCOP/MOPが決定。また、途上国がCDMに参加するための能力向上にキャパシティビルディングが行われるべきとし、優先分野を明記している。附属書II国からのキャパシティビルディングの枠組みの対応が急務であり、事務局は枠組み実施のための取組みをCOP/MOPへ報告するよう求めている。経済移行国におけるキャパシティビルディングについては、決定書(FCCC/SBI/2005/L.37)で、決定書3/CP.7のキャパシティビルディングの枠組みが京都議定書の実施に適用されると規定。経済移行国のキャパシティビルディングのニーズに対応することが急務であるとし、事務局はCOP/MOPに報告することが要請された。

3条9項と将来の取組み

将来の取組みと約束に関する問題は、11月30日のCOP/MOP プレナリーで、京都議定書3条9項（附属書I国その後の期間の約束）という議題として最初に取り上げられた。3条9項によれば、2005年にプロセスを開始しなければならない。締約国がプレナリーで発表したステートメントにこの問題の重要性が強調されていた。カナダ、イスラエルなどは幅広い参加を求めたが、ジンバブエなどは3条9項は特に附属書I国について言及したものであると強調。中国はアドホックの作業部会の開催を提案し、ツバルが気候変動の世界サミット開催を提案した。環境NGOの立場から、グリーンピースが“強力な対応”を求めた。

初期の提案: David Drake (カナダ)及び Alf Wills (南アフリカ)がコンタクトグループと非公式折衝の共同議長を務め、12月1日から 12月9日（金）の夜まで討議が続けられた。当初、G-77/中国、EU、日本から3つの提案が提出されていた。G-77/中国は、京都議定書の下で非附属書I国向けに新たな約束を何ら取り入れるべきではないと再度表明し、COP/MOP 4での採択をめざして附属書I国の将来約束を検討するためのアドホックグループ発足を求める提案を行っていた。EUの提案は、特に京都議定書9条(京都議定書の検討)を想起し、3条9項を踏まえて附属書I国の約束のレビューを開始し、SB 24でさらに検討するために締約国が意見書を提出するよう求めるものだった。日本の提案は、EU案と同じく9条を想起した上で、京都議定書は第一歩にすぎないという認識のもと、非附属書I国からの排出量が急速に増加していることに留意しつつ、附属書I国の約束のさらなる検討開始と9条に基づく検討（レビュー）準備や、すべての締約国が参加する実効性ある枠組み構築に向けてCOP 12でのUNFCCCのレビュー開始を提案するものだった。

12月2日、閣僚級の非公式会議の場で、Dion議長がUNFCCCの下での長期的な協調行動のためのプロセスに関するノンペーパーを回覧した。この仮提案は、環境効果や適応、持続的な開発目標の前進、市場主導型アプローチや技術など、気候変動問題に取り組むための長期協調行動をめざした議論を行うための決意を盛り込んだものであった。これらの問題についてCOP 13までに討議完了をめざしてワークショッピングで議論される予定。12月6日、ノンペーパーは正式文書(FCCC/CP/2005/CRP.1)として配布された。

3条9項のコンタクトグループは、もっぱら附属書I国の約束の議論だけに集中したが、水曜まで9条に基づく京都議定書のレビューというより広いテーマについて並行して非公式会合で討議されることになった。

3つの並行協議: 将来の行動と約束の議論は、12月7-9日の深夜にかけて、1) 京都議定書3条9項（将来約束）、2) 京都議定書9条(京都議定書のレビュー)、3) UNFCCCの下での行動に関するDion議長提案という3つの個別部会による非公式協議として行われた。各部会では他部会での議論の進展を踏まえて討議され、成果があるならばそれは“パッケージの取り決め（包括案）”となることが明らかであった。

12月8日木曜夜、3条9項のコンタクトグループがUNFCCC枠組みや京都議定書9条に基づく議論の進展に対し、条件付き決定の合意に至った。同日深夜、これらの3つの問題が閣僚級の非公式会合で一括型の“パッケージ”として取り上げられた。米国は早い段階でプロセスの性質と方向性に対する懸念を表明し、議論の場から退席した。しかし、米国抜きで翌日早朝まで続けられた非公式会合の審議の結果、締約国は長期的な行動に関するダイアログ（対話）に関する決定書草案の合意に到達した。12月9日（金）の朝、米国はDion議長案の対案を提出し、終日非公式な討議が続けられた。米国案は、Dion案のテキストをベースにしながら、技術についての言及を強め、プロセスが“法的拘束力を持たない”もので、“新たな約束に結びつく交渉の門戸を開くものではない”という文言が入ったもので、「この提案が受け入れられなければ、それで交渉は終わり」という姿勢で提起されたものだった。長丁場となった審議の後、3条9項に関するCOP/MOP 決定書草案と UNFCCC実施の強化により気候変動に対応した長期的な協調活動のための対話に関するCOP決定書修正案が12月10日土曜日の午前2時47分に配布された。ロシアは3条9項の決定書草案から自主的な約束のための条項が欠落していると懸念を表明した。G-77/中国、EU、日本、メキシコ、小島諸国連合、その他多くの締約国が、自主的約束を取り扱う場所として3条9項は適切ではないと述べた。

EU、ノルウェー、バングラデシュ、フランスなどは京都議定書に批准したロシアへの感謝を表明とともに、3条9項の決定書草案をロシアが受け入れるよう求めた。中国、カナダなどの数カ国は、決定書草案の採択を提案し、ロシアの懸念については違う方式で対応するか後日討議することを提案した。

午前4時28分から非公式協議が再開となり、5時53分にパッケージ合意が成立した。COP/MOPは、本会合報告書の中に「ロシアの懸念」という文言を入れることで合意し、9条に関しては締約国に対して意見書の提出を勧告した。午前5時57分、3条9項に関する決定書がCOP/MOPにより採択され、6時3分、UNFCCC実施の強化による気候変動の長期的協調行動のためのダイアログに関する決定書がCOPにより採択された。京都議定書9条に関する個別のテキストは出されなかったが、9条に基づき2006年9月までにプロセスの最善策に関する情報や見解の提出を締約国に求める文面を報告書に盛り込むとするDion議長提案について締約国が合意した。

COP決定書: UNFCCC実施の強化による気候変動に取り組むための長期的協力に向けた行動のための対話に関する決定書 (FCCC/CP/2005/L.4/Rev.1)において、COPは、開発と貧困根絶が発展途上国の締約国の中優先課題であることを再確認し、気候変動の取組みには多様なアプローチが存在し、気候変動に対応する上で技術が不可欠であることを認識している。COPは特に以下の点を定めている。

- 気候変動に取り組むための長期的な協力活動のための対話に参加するため、経験交換や戦略アプローチ分析など、持続可能な開発目標の促進、適応、技術及び市場主導型の機会を含めて取り組むことを決意。
- 対話は法的拘束力を持たず、新たな約束に結びつくような何らの交渉につなげるものではないことをさらに決意。
- 対話がIPCCの情報提供を受けることに合意。
- 対話が持続的な開発を促進し、気候変動の緩和や適応を行う行動を確認し、途上国が気候にやさしい技術にアクセスしやすくなるための方策を模索しなければならないということで合意。
- ワークショップの中で対話が行われ、COP 12 及び COP 13に報告することを決定。

COP/MOP決定書: 京都議定書3条9項に基づくUNFCCC附属書I国の次期約束期間の約束のレビューに関する決定書 (FCCC/KP/CMP/2005/L.8/Rev.1)において、COP/MOPは、特に以下の点を定めている。

- 2013年以降の附属書I国の約束をさらに検討するため、無期限のアドホックグループにおいて遅滞なくプロセスを開始させることを決定。
- 同アドホックグループでは約束期間のギャップが生じないように作業を完了し、これをCOP/MOPで採択することを目的として合意。
- SBSTA 24で同グループが会合を行うことで合意。

事務管理、資金、組織・制度に関する問題

予算問題: 11月30日のSBIで初めて予算の問題が取り上げられた。2004－2005年の二ヵ年会計年度の予算収支の状況(FCCC/SBI/2005/13、FCCC/SBI/2005/INF.10)について、事務局は関係ある締約国との協議の上で結論書を作成すると締約国が決定した。2006－2007年の二ヵ年の事業予算については、SBIは事務局の事業計画(FCCC/SBI/2005/INF.6)への修正に留意すると決定。12月6日、SBIは決定書草案を採択した。12月9日、この決定書はCOP/MOPにより採択された。

COP/MOP決定書: 決定書(FCCC/SBI/2005/L.22/Add.1)において、COP/MOPは、2004－2005年の二ヵ年予算収支の状況に留意し、京都議定書のCOP/MOPの中間割当額の支払い遅延について懸念を表明し、未だ費用を拠出していないすべての締約国にそれ以上遅滞することなく支払うよう勧告し、特に京都議定書実施に関連する作業の継続を担保するために信託基金への資金供与をさらに継続し、増額していくよう呼びかけている。

京都議定書の下で設立された機関に携わる人の特権と免責事項: 11月29日のSBIで初めて取り上げられ、事務局と国連の組織的連携に関するコンタクトグループと同じコンタクトグループで討議された。この件の作業は12月9日の最終コンタクトグループ会合で完了した。締約国は、京都議定書の下にある期間に従事する委員や専門家が第3国の要求の脅威を受けることなく業務を遂行できるようにすべきだと強調した。また、事務局覚書(FCCC/KP/CMP/2005/6)に規定されている通り、この問題に対処するための方策についても議論された。いくつかの締約国は本件についてCOP/MOP 1で最終決定を下すのは不可能であると発言した。EUは、リストアップされたオプションすべての評価を提起した。締約国はこの件をSBI 24で再度取り上げることで合意し、決定書草案は、12月9日、COP/MOPにより採択された。

COP/MOP決定書: 決定書(FCCC/SBI/2005/L.31)において、COP/MOPは、特に、SBIがこの問題をSBI 24で検討するよう求め、締約国が2006年2月13日までに事務局にこの問題に関して編集できるよう見解書を提出するよう勧め、事務局長には国連事務総長と協議し、その内容をSBI24へ報告するよう求めている。

資金メカニズム(京都議定書): この議題の下にある一連のサブ議題は11月30日のSBIプレナリーで初めて取り上げられ、Rawleston Moore(バルバドス)及びKarsten Sach(ドイツ)が共同議長を務めるコンタクトグループに送られた。コンタクトグループはこうした議題やCOP/MOPの議題事項である資金メカニズム(京都議定書)について討議するため、11月29日から12月6日にかけて会合を設けた。上記の問題に関する決定書は、12月9日、COP/MOPにより採択された。

適応基金: この件に関する予備的な討議は11月29日のコンタクトグループで行われた。その後、コンタクトグループが12月6日に議論を終了させるまで、非公式な討議が続けられた。その後、広範に手続き論議が行われ、共同議長のテキストについて、G-77/中国とEUの提案のうち、いずれか、あるいは両方の要素を盛り込むかどうかという問題に関する議論が開始された。しかし、討議の中心となったのは、地球

環境ファシリティー（GEF）を適応基金の資金メカニズムとして機能させるべきか否かという問題であった。G-77/中国はこれは最善策ではなく、COP/MOPと基金の運営機関との間で覚書(MOU)を整備すべきであると強調し、“増分費用”的問題を含めた“適格性基準に関する厄介な運営規定”を回避するよう求めた。これに対して、EUは、追加コストを判定するためにスライド制の共同融資を提案した。

12月6日のコンタクトグループ最終会合で、共同議長は、適格性基準やその他の基金に関する要素に対応した決定書草案の括弧書き部分を削除することで締約国が合意し、結論書草案とCOP/MOP決定書草案をSBIに付託し、後日プレナリーでこれらの結論書を採択するよう提案した。同日遅くに開催されたSBIプレナリーでこれらの結論書が採択された。12月9日、COP/MOPによりこの決定書が採択された。その際に、カナダが、適応に関する緊急ニーズに取り組むための同国の約束について言及し、適応基金向けに500万カナダドルを拠出することを誓約した。日本は、GEFを適応基金の運営機関とするべきだと強調した。

COP/MOP決定書: 基金の目的や基金の運営規定に関するガイダンス、事業の優先順位や基金の運営のための適格性基準などについて記載されたCOP/MOP決定書(FCCC/SBI/2005/L.32)は、COP/MOP 2で採択されることになる。また、同決定書は、規定や事業の優先順位、適格性基準についてSBI 24で検討するために、各国の見解書提出や、基金運営のための追加的ガイダンスに関してSBI 24以前にワークショップを開催するよう求めている。

地球環境ファシリティーに対するガイダンス: 11月29日と12月2日のコンタクトグループ会合で、この件が取り上げられた。COP/MOP決定書(FCCC/SBI/2005/L.33)をCOPとGEFとの間の現行の覚書(MOU)をCOP/MOPに対して適用する必要があるかどうかという問題に議論が集中した。G-77/中国は既存のMOUがすでにUNFCCCをカバーしているため、別途MOUが必要とされることはないと主張した。一方、日本、EU、イスラエルは、MOUが必要だと発言した。SBIでは合意に至らず、決定書草案をさらに検討するため、SBI 24に送ることが決定された。

COPに対するGEF報告書: 11月29日のSBIプレナリーでこの件が初めて取り上げられ、フィリピンがG-77/中国の立場から新しいGEFの資金割当枠組(RAF)とGEFの共同融資に関する要件について懸念を表明した。その後、12月2日からコンタクトグループでの討議が行われ、12月6日にSBIで決定書草案が採択され、12月9日にCOP/MOPで決定書が採択された。

COP/MOP決定書: 決定書(FCCC/SBI/2005/L.30)で、COP/MOPは、地球環境ファシリティー(GEF)の報告書(FCCC/CP/2005/3)について特に検討し、気候変動で焦点となっている分野におけるGEFのプロジェクト関連活動に対するCOP/MOPの支援についてGEFが提供する情報や、資金割当枠組、GEF信託基金の第4次資金補充の進捗などについて留意した。

ベラルーシの排出削減数値目標の約束

京都議定書の下での排出目標の割当量について、2005年10月に、ベラルーシからの要請がUNFCCC事務局に初めて連絡され、その後、COP/MOP 1の議題として追加された。11月30日、COP/MOP 1で本件が提起された際、ベラルーシは排出削減量の約束を担い、京都議定書の附属書B国入りを果たしたいという希望を表明した。Andrej Kranjc (スロベニア)が議長を務めた非公式折衝で、ベラルーシが附属書B国になるためには京都議定書の改正が必要だとして幾つかの締約国が懸念を示した。その後の協議でもベラルーシの要請について合意に至ることが出来なかったが、改正を求める提案を含め、ベラルーシに意見書の提出を勧めるということで合意がなされた。決定書は12月9日、COP/MOPにより採択された。

COP/MOP決定書: 決定書(FCCC/KP/CMP/2005/L.10)において、COP/MOPは、2008–2012年の期間に、京都議定書3条に基づく排出抑制・削減の数値目標の割当てを受けたいというベラルーシの意向を認識し、ベラルーシに対して附属書Bの修正を提案する文面の提出を勧めている。

その他の問題

京都議定書に基づく方法論の問題: 3条3項及び3条4項に基づく情報提出の不履行の基準: この問題は11月29日のSBSTAプレナリーとNewton Paciornik (ブラジル) 及び Audun Rosland (ノルウェー)が共同議長を務めるコンタクトグループ、さらに専門家が集まる小グループの非公式折衝で取り上げられた。この問題については、%表記の“活動に対する調整度数”の導入により、京都議定書の3条3項及び3条4項（土地利用・土地利用変化・林業）に基づくGHGの発生源からの排出量と吸収源活動による除去量の推計に関する情報提出の不履行の際に適用する基準の整備が必要である。この度数は、その結果によって除去量が発行できないような閾値を出すような数式を使って算出する。COP/MOPに決定を提言するSBSTA結論書草案は12月6日のSBSTAで採択された。COP/MOP決定書は12月9日のプレナリーで採択された。

COP/MOP決定書: 決定書(FCCC/SBSTA/2005/L.18/Add.1)において、COP/MOPは、決定書の附属書中の数式の定義の通り、当該活動に対する調整の度合いが9%を超える場合、約束期間の当該年に関して、附属書I国が京都議定書3条3項及び3条4項に基づく特定の活動のための除去量(RMUs)を発行しないことで合意した。さらに、京都議定書8条（検討）に基づく報告書レビューの中に調整の度合いを記載することをCOP/MOPにより決定された。

その他の環境条約の目標達成のためのCDMの下でのプロジェクト活動の影響: 11月29日のSBSTAプレナリーで本件が最初に取り上げられ、その後Georg Børsting (ノルウェー)が議長を務める12月1-5日のコンタクトグループ3会合と非公式折衝で討議された。ここでは、HFC-23の分解でCERsを獲得する目的で新設されたHCFC-22製造施設が及ぼす影響について取り上げられた。HCFC-22は、温室効果ガスであり、モントリオール議定書で規制されたオゾン層破壊物質である。先進国では、原料用以外の用途での使用は段階的に停止されており、2015年の時点では途上国での使用も停止される予定である。HFC-23は、HCFC-

22の製造で発生する副生品で、京都議定書が規制する強力な温室効果ガスである。HFC-23の強力さや破壊費用の相対的な安さを考慮すると、廃棄物であるHFC-23を破壊するCDMプロジェクト活動はHCFC-22のプラントに実質的な財務便益をもたらし、HCFC-22の製造による売却益よりもCERsの売却益が上回る可能性もある。

HCFC-22の増産につながるようなHFC-23破壊CDMプロジェクトにクレジットを与えることで生じる歪んだインセンティブの問題に対処する必要があるということで締約国が合意した。しかし、この問題の対処方法については意見が大きく分かれた。インド、メキシコ、ボリビアなどをはじめとする多くの途上国は、CDMの対象外とするよう提案した。これに対して、中国、カナダなどは、HFC-23破壊プロジェクトについて、特定の条項を課すようにすることを提案。EU、スイスなども、対象除外とすることを支持したが、そうした条項が歪んだインセンティブの防止に効果がある場合に検討すると述べた。この問題の技術的な複雑さや持ち時間の少なさを考え、締約国は、SBSTA 24で引き続き本件を検討すると決定。しかし、歪んだインセンティブ防止の重要性やHCFC-22製造施設の新設に係わる定義、次の会合で進展させるべき技術問題などについては合意が得られた。

COP/MOP決定書: 決定書(FCCC/SBSTA/2005/L.27/Add.1)において、COP/MOPは、その他の化学物質の製造原料としてHCFC-22を使用することはモントリオール議定書の下で規制されていないと述べ、“新たなHCFC-22施設(new HCFC-facilities)”について定義し、新たなHCFC-22の施設におけるHFC-23の分解によるCERs発行がHCFC-22やHFC-23の世界的な生産拡大につながる可能性があることを認識している。さらに、COP/MOPは、HFC-23分解が温室効果ガス排出量を緩和するための重要な措置であると認識し、附属書I国や多国間金融機関に対し、非附属書I国におけるHFC-23破壊のための資金供与を行うよう奨励している。また、COP/MOPは、COP/MOP 2での採択をめざし、CDM理事会にガイダンスを提供するとともに、提案書の草案を作成するため、SBSTAの討議継続を求めた。

イタリアの森林管理のための割当量: 11月30日のCOP/MOP プレナリーで、京都議定書3条4項(土地利用・土地利用変化・林業)に基づく森林管理についてイタリアの割当量を見直してほしいとするイタリアの要請をEUが紹介した。Thelma Krug (ブラジル)により協議が行われ、COP/MOPのDion議長が12月9日のプレナリーで協議結果を踏まえて、この件に関する議長の結論書草案を作成したと述べた。この結論はCOP/MOPにより合意された。

COP/MOP 結論: この件に関する結論書 (FCCC/KP/CMP/2005/L.4)は、イタリアの意見書 (FCCC/KP/CMP/2005/MISC.2)について言及し、SBSTAがイタリアの要請を検討し、COP/MOP 2での採択をめざして決定書草案を送るよう要請している。また、この結論書は、SBSTAでの討議を促進するよう事務局に対してタイムリーに国別データを提出するようイタリアに求めている。

閣僚級会合（ハイレベルセグメント）

COP 11及びCOP/MOP 1の共同閣僚級会合は12月7日に開始され、12月9日に終了した。同会合中は、120名以上の閣僚や政府高官、ならびに政府間組織やNGO、国連機関や特別機関、その他の関連機関の上級代表らが声明を発表した。スピーカーは気候変動やUNFCCC、京都議定書に関連した幅広い問題について見解を述べた。ここでは、その中で提起された主な問題をいくつか紹介する。さらに詳細な閣僚級会合のレポートについては、次のウェブサイトを参照されたい：<http://www.iisd.ca/vol12/enb12289e.html>、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12290e.html>

また、スピーチはウェブキャスト完全版はインターネット上で入手可能:
<http://unfccc.streamlogics.com/unfccc/agenda.asp>

閣僚級会合の開幕: COP11 及び COP/MOP-1議長のStéphane Dionが、“実施”implementation、“改善”improvement、“創造”innovationの頭文字である3つのIにおける進捗について概要をまとめた。実施については、議長はマラケシュ合意と遵守メカニズムの採択を強調し、改善については適応とCDMのイニシアティブを引き合いに出した。創造については、締約国が京都議定書3条9項の強固な約束を行動で示さなければならないとし、京都議定書3条9項に基づく行動は解決策の一部にすぎないと述べた。その後、国連副事務総長 Louise Fréchette、UNFCCC事務局長代行 Richard Kinleyのステートメント（声明文）発表と続き、カナダのMartin首相が気候変動はすべての国によるグローバルな対応が求められる全地球規模のチャレンジであると強調した。

各国のステートメント: 政府代表のスピーカーは、気候変動への適応や、森林減少の回避、異常気象、京都議定書の柔軟性メカニズム、CDM改革、資金供与とキャパシティビルディング、UNFCCCと京都議定書の下での約束、緩和、観測システム、2013年以降のプロセス、シナジー効果と協力、技術の開発と移転、マラケシュ合意の採択などの問題について、見解を述べた。

適応: オーストラリア、メキシコ、パナマをはじめとする多くのスピーカーが気候変動の影響への適応について発言した。この点について、特に後発開発途上国と小島嶼後発途上国のニーズが強調され、適応に関する5カ年作業計画について討議された。

森林減少の回避: 途上国の森林減少回避のためのインセンティブを提供するよう求めるパプアニューギニア提案がいくつかの締約国によって議論された。

約束: 数多くのスピーカーがUNFCCCと京都議定書の下での約束達成を誓った。特に途上国は附属書I国が京都議定書の下での誓約（プレッジ）に敬意を示すよう強く求めた。

異常気象: 昨今の異常気象の影響と気候変動との関連性は、G-77/中国の立場で発言したジャマイカ、小島嶼国連合（AOSIS）の立場で発言したモーリシャスなど、多くのスピーカーによって議論された。また、数人のスピーカーは異常気象の影響を低減するための早期警戒システムを課題として挙げていた。

柔軟性メカニズム: CDMが特に議論の中心となり、CDMの改善や簡素化が必要であると多くが強調していた。その他の問題としては、CDMと貧困撲滅との関連、CDMに関わる環境十全性を維持することの重要性、CDMプロジェクトの地域分布の衡平性を担保する必要性、特にアフリカでCDMプロジェクト数を拡大する必要性、EUの排出量取引制度（EU-ETS）の影響などが指摘された。

資金拠出とキャパシティビルディング: 途上国を中心に多くのスピーカーが適切な資金拠出とキャパシティビルディングが重要であると強調し、数カ国が附属書I国に対して約束を尊重するよう求めた。バングラデシュは、後発開発途上国の立場から気候変動による被害の補償を求め、適応の取組みと国別適応行動計画（NAPA）の実施を支持した。また、適応基金と特別気候変動基金への支援が呼びかけられた。

緩和: 特に先進国は自国の活動について述べ、スウェーデンは経済成長と排出量の切り離し（decoupling）の成功に焦点を当て、日本は国民運動などをはじめとする一連の国内の取組みについて報告した。

2013年以降: ほとんどの参加者が2013年以降の行動という問題についてコメントした。その多くが今次会議でのプロセス開始を支持していたが、多くのスピーカーが同時に“共通だが差異ある責任”的原則を強調した。具体的には、UNFCCCの下での包括的なプロセスを求めるDionCOP議長の提案について数人から支持があったが、G-77/中国は京都議定書3条9項（将来約束）の下で将来の附属書I国の約束に対応することを支持した。また、カナダなどの国々はUNFCCCと京都議定書の双方の下でのプロセスを包含する2トラック・アプローチを支持した。オーストラリアは、UNFCCCのアプローチはいくつかの締約国が京都方式の国別数値目標に参加しないだろうという事実を反映していると述べた。スイスは、多国間の枠組みを拡大していく必要性があると強調しつつ、2013年以降も京都議定書の約束を継続していくと強調した。

技術の開発と移転: 締約国は特に技術の開発と移転に集中することを支持した。クリーン技術や省エネ、CO₂の回収・貯留などがテーマとして挙げられた。

国連の機関・組織のステートメント: 世界気象機関（WMO）は、各国の気象サービスと途上国にかかる気候のモニタリング及び研究の価値を強調した。国連経済社会局（DESA）は、2005年の世界サミットの結論を想起して、気候政策と開発政策を統合する必要があると強調した。国連環境計画（UNEP）は、ミレニアム開発目標（MDGs）へのリンクを強調し、さらに早く、より多くの排出削減を行うよう要請した。国際民間航空機関（ICAO）は、航空機からの排出量削減対策として、技術標準や最適制御、経路短縮化、排出量取引などを挙げた。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、第4次評価報告書の最新情報について報告し、地球環境ファシリティー（GEF）は資金割当枠組みに関する前向きな影響について説

明し、GEFの第4次資金補充に関する継続中の交渉について言及した。生物多様性条約（CBD）は、気候変動が生物多様性の損失を促す要因のひとつであり、砂漠化対処条約（UNCCD）は協力の強化を呼びかけた。

オブザーバー組織のステートメント: 国際エネルギー機関(IEA)は、世界のエネルギーシステムの変革には、排出量取引メカニズム、エネルギー効率化、技術開発が重要であると強調した。国際自然保護連合(IUCN-WCU)は、各国政府に気候変動とその影響に対する集団的な責任を認識する取組みを前進させるよう訴え、より広範な開発枠組みに気候変動対策を組み入れることを支持した。国際冷凍協会(IIR)は、フロン(CFC)やハイドロフルオロカーボン(HFC)の二つがオゾン層破壊と地球温暖化という影響を及ぼすことから、これらの段階的廃止を今後も行っていく必要があると強調した。国際環境自治体協議会(ICLEI)は、2050年までに排出量を80%削減するという地方自治体の取組みを強調した。国際自由労働組合連合(ICFTU)は、何百万人規模の労働者を動員することにより気候プロセスに貢献するような組合の可能性について強調した。先住民の組織は、気候プロセスにおける先住民とその参加の重要性を強く主張した。効果的な行動を求め、独立機関のグループは政府を支援し、気候政策の策定において付加価値をつける能力があると強調した。

北極評議会(Arctic Council)は、先住民コミュニティへの気候変動の影響を強調した。国際農業生産者連盟(IFAP)は、気候変動の影響とたたかう上で農業生産者の役割が重要であると強調した。女性団体は、気候変動のプロセス、特に適応措置とプロジェクトにおいて、ジェンダーという視点から配慮するよう求めた。

企業団体や産業団体は、低炭素経済への移行をめぐる課題に関して検討し、新技術の開発や投資を醸成するためには確実性や長期的な政策が必要であることを強調した。気候行動ネットワーク(CAN:Climate Action Network International)は、適応や資金調達の問題を強調し、どの政府も気候変動プロセスを停滞させることはできなくなると述べた。若者の団体は、2013年以降の強固な体制を求め、世界教会協議会(WCC)は、生命と大気は神からの神聖な贈り物であり、保護されねばならないと述べた。

COP 及び COP/MOP プレナリー閉会

12月10日土曜日の早朝、将来の取組みに関する一連の決定書について、夜を徹した交渉が行われた後、Dion議長が閉会式のプレナリーを招集した。午前6時をちょっと回った頃、締約国により、COP/MOP報告書(FCCC/KP/CMP/2005/L.1 and Add.1)及びCOP報告書(FCCC/CP/2005/L.1 and Add.1)が採択された。また、

これに先だって締約国は、補助機関会合の報告書(FCCC/SBSTA/2005/4 and Add.1 and Amend.1; FCCC/SBSTA/2005/L.15; FCCC/SBI/2005/10 and Add.1; FCCC/SBI/2005/L.16)も採択した。

Dion議長の閉会のスピーチは、京都議定書が今や完全に運用開始となったと述べ、COP 11とCOP/MOP 1の成果を反映するものとなった。京都議定書については、CDMの強化と簡素化が行われたことを認め、CDMプロジェクトの承認に対する需要の高まりに対応するための財源も改善されたと述べた。さらにDion議長はJI監督委員会の発足について触れた。

Dion議長は適応基金に関する今後の方策についての合意に注目した。また、UNFCCCと京都議定書の双方の下での将来に関する議論が開始されたと指摘し、これが炭素市場に強力なシグナルを発信するとともに、投資へのインセンティブとなると述べた。また、京都議定書9条（京都議定書のレビュー）について締約国に2006年9月1日までに意見書を提出するよう求めた。「我々は多くが到達しえないと主張していたこと—UNFCCCに基づく実施の向上—を成し遂げた」と説明し、“UNFCCCの下で将来作業するための明確なロードマップ”として「モントリオール行動計画」（Montreal Action Plan）と名付けた決定書パッケージについて言及した。

過去2週間の今会議を振り返り、40以上の重要な決定書を採択し、参加者は極めて野心的なアジェンダについての討議を成し遂げたと述べた。また、カナダ代表団、“素晴らしい”UNFCCC事務局、カナダのPierre Pettigrew外務大臣、Bill Clinton米国元大統領、そして交渉時の仕事ぶりについて“気候外交の新たな一幕のヒーロー”と評したMichael Zammit Cutajar元UNFCCC事務局長を称えた。Dion議長は、この会議の成功をつくった各国政府代表や参加者に感謝した。“モントリオール・マラソン”を完走した締約国を褒め称え、しかし、まだ長距離レースが残されているが、モントリオール行動計画のおかげで「これから一緒に走ることができる」と述べた。Dion議長による小槌の合図で、2005年12月10日（土）早朝6時17分、閉幕となった。

COP 11 及び COP/MOP 1についての簡単な分析

“世界中のIが見ている”

気候変動枠組条約第11回締約国会議 (COP 11)及び京都議定書第1回締約国会合 (COP/MOP 1)には実に多様な期待が寄せられたが、気候変動に対する多国間の取組みを支持する者にとっては何らかのかたちで成功を収めることが緊急課題であることは明白だった。モントリオールが成功裡に終えられたことは、京都議定書の運用開始のためだけではなく、第1約束期間が2012年に終結した後も気候レジームの将来があるという前向きなシグナルを世界全体に発信するために役立つだろう。一方、(モントリオールの)失敗は短期的に京都議定書を揺るがし、将来に対するあやふやなシグナルや否定的なシグナルさえも送ることにもなりかねない。

会議初日、COP及びCOP/MOPのStéphane Dion議長は、3つの“I”という主要目標を打ち立てた。Dion議長の目標は、京都議定書、特にマラケシュ合意や、京都議定書の実効性を高めるために必要なその他の決

定を“実施（implement）”、京都議定書やUNFCCCの運用を“改善（improve）”、UNFCCCの影響力をフルに発揮させられるような方法で「将来の協力のための方策」を模索することにより“創造（innovate）”しなければならないというものである。この“3 I”は今次会議の成果を見極めるための基準となった。

この簡略な分析の中では、Dion議長のめがねを通して見たCOP 11及びCOP/MOP 1の成功と失敗について考察し、地球規模の気候レジームの将来について若干の見解を述べる。

実施（IMPLEMENTATION）

モントリオールの最優先課題は京都議定書の実施だった。2005年2月に京都議定書が発効し、京都議定書は法律文書となつたが、京都議定書の機能や十全性の鍵となる技術的詳細を取り決めたマラケシュ合意の正式採択なくしては、京都議定書やそのメカニズムの有効性が少なくとも短期的には大きく低減されてしまう。マラケシュ合意なくしては京都議定書全体が破綻し、不可能ではないとしても、2001年マラケシュで開催されたCOP 7で到達した微妙なバランスをあらたに築き上げることは困難であるということが大方の所感だった。マラケシュ合意の採択を1カ国かそれ以上の国が妨害し、京都議定書が阻止されるのではないかという緊張感もあったが、マラケシュ合意は即座に採択され、京都議定書が実施される運びとなつた。どのようにして遵守メカニズムを採択するかという頭の痛い問題でさえ、第2週目という比較的早い時期に解決された。サウジアラビアは京都議定書18条を引き合いに出し、このメカニズムに法的拘束力をもたせるために京都議定書を改正する必要があると指摘した。遵守メカニズムは柔軟性メカニズムを利用するための適格性定義に必要なため、その他の締約国のはほとんどはCOP/MOP 決定による遵守メカニズムの即時採択を求め、改正については後に検討することを希望した。結局、CDMからの便益を得る立場にあるG-77/中国の加盟国からの圧力もあってか、サウジアラビアはこの方式に同意することになった。遵守システムが採択されたことにより、あらゆる現行の多国間環境条約の中で最も精緻な遵守レジームが構築された。特別気候変動基金や適応基金など完全に解決されなかつた領域でさえも、無事に次回の補助機関会合での検討に付されることになった。一方、柔軟性メカニズムを含む京都議定書を運用するための主な要素が稼働することになり、炭素市場に大きく弾みをつけることになろう。

改善（IMPROVEMENT）

COP/MOP 1に向かって、適応とクリーン開発メカニズム(CDM)の“改善”が多くの参加者にとって最も必要な項目として浮上してきた。前者はUNFCCCからの欠落が永らく遺漏と見なされていたこと、後者は多数のプロジェクト計画を扱えるような効率的なCDMが成功のための必要条件と考えられていたことが背景になる。UNFCCCが採択された1992年、適応はおおむね緩和に対する補足部分のように考えられてきた。しかし、近年、適応は気候変動の対応策の要になってきている。それだけに特に気候変動の影響が歴然としてきてからは、COP 8とCOP 10が“適応COP”（the Adaptation COP）と呼ばれるようになった。

モントリオールでの採択に期待を寄せつつ、適応に関する5カ年作業計画の作成はCOP 10で開始された。しかし、ここでは何らかの緊急行動を可能にする行動志向型の計画を求める途上国の利害と、作業計画が示唆する追加資金拠出を考えてより慎重な姿勢をとる先進国の利害との間の舵取りが迫られた。作業計画

が策定した第1期の活動は多くの締約国が希望したような行動志向型ではなかったが、全体的に大半の途上国の利害に対応する目標となった。そうした作業を実行するための資金拠出はまだ整っていないものの、適応の取組みは進展していると多くが感じている。

COP/MOPによりCDM規則が難なく正式採択となつたが、多くの締約国やその他の主体は様々な目的からではあったがCDM改革を強く推進した。一方、民間部門や一部の途上国では特にCDM案件の数を大幅に増やしたいと望んでいる。CDM理事会のプロジェクト承認に費やされる時間に苛立ちを感じており、この“停滞”を解消したいと希望している。他方、多くのNGOや小島嶼国のような締約国はCDMからの排出削減量に関する環境十全性を担保する必要性を強調している。「われわれが望んでいるのはプロジェクトの増加だが、粗悪なプロジェクトが増えるのであればその限りではない。」とある専門家は述べていた。COP/MOPはこれらの目標の間で妥当と思われるバランスが図られた決定書を採択した。さらに重要なのは、CDM理事会の機能、透明性、効率性に関する措置の概要をまとめていることである。認証排出削減量(CER)につき0.1~0.2米ドルを事務管理費用として徴収するとの決定に加えて、附属書I国は、基金に対する8,188,050米ドルの資金拠出を誓約することにより、CDM理事会の資金不足に対応した。また、理事会が追加性の証明に新たな方法を検討し、特定のプロジェクトタイプや方法論に関して今後も作業していくよう要請した。両者が完全に満足するような結果ではないにしても、両者に必要なバランスを取つたことになり、CDMが前進させられることになる。

創造 (INNOVATION)

COP及びCOP/MOPの最終プレナリー会合開始前の土曜日深夜から夜明けまでの数時間に、何人かの政府代表はすでに会議の成果に“A評価”を出していた。これは京都議定書3条9項(将来約束)に基づく決定書の採択やすべてのUNFCCC締約国に長期的な協力行動を求めるための対話に関するDion議長のペーパーを採択する前のことであった。

この最後の‘I’が3つの目標の中でも最も難しいことはまず疑いない。また、多くの意味で、少なくともUNFCCCの傘下で地球全体で気候変動に対応するために、最重要であった。2013年以降の道筋に明確な方向性がないまま、国際社会への長期的なシグナルがないまま、そして民間部門には将来の方向性がないまま、京都議定書が機能するとしても、実施と改善において成された進歩の価値は著しく損なわれるだろう。投資のための長期展望を鑑み、企業にはとりわけ予測性を求める声が大きい。京都議定書とUNFCCCの両方の下での将来を検討するプロセスを提唱することにより、Dion議長は京都議定書の勢いと十全性の維持という成果を求める一方、京都議定書に批准していない米国やその他の国々を参加させようとしていた。

“将来約束”というパズルを埋める最後の1ピースは、これらのプロセスを京都議定書3条9項が附属書I国だけを対象としているため9条に基づき規定された京都議定書のレビューという第3のプロセスとをリンクさせるというものだが、この第3のプロセスが途上国に何らかの形で約束させるための門戸を開設するものになるよう期待する向きもある。

これら3つのプロセスは並行して行われることになり、それによって気候変動に関する将来の取組みのための幾つかの可能性を提供するものである。こうした3プロセス全てを前進させるための合意に達する

べく、各国政府代表は土曜の早朝まで夜通しの討議を重ね、交渉官にとっては心臓が止まるような瞬間も多々あったが、会議終了後にはDion議長は最後の‘I’について成功を宣言することができた。

成果の評価にあたって

土曜の午前に会議が終了し、多くの政府代表と市民社会の代表者は、数多くの落とし穴に陥ることなく、実際にコンセンサスに達することができたことに満足している様子だった。しかしながら、幾つかのプロセス開始に合意したという単純な事実が将来の実質的な取り決めを示すものではない。進展と長期的な成果の実現は別物である。

Dion議長がおおよそ前向きな成果が得られる程に目標を低く設定したために目標を実現できたのだと見る向きもある。ともあれ、京都議定書の実施を巡る大きな攻防は2001年が山場であった。2013年以降に関する決定は長期的に前向きな成果を担保できるほど具体的なものではないという議論もある。

とはいえる、土曜の朝にモントリオールのパレ・デ・コングレを後にした政府代表の多くはそうした批判が不当であると言うだろう。プロセスの第一人者とされる古参数名でさえ、会議の終了とともにちょっとした高揚状態にあったようだ。これらの3つの並行プロセスは、締約国に何らかの具体的な行動を取らせるようなものではないかもしれないが、京都議定書やUNFCCCの双方に基づいた将来の議論についての合意は、今回何よりの成果だったと多くの参加者も感じていたようだ。

将来への“I”

COP 11及びCOP/MOP 1では予想を上回る成果が見られたものの、気候レジームの将来はまだ非常に不確実である。京都議定書3条9項に関する決定書の中で“自主的約束”について言及すべきだと主張するロシアの土壇場のごり押しは、将来の協定に途上国の大國が加わらなければ、約束を果たすことを潔としない国々が締約国入りしたということを示唆している。アメリカ、オーストラリア、インド、中国など、その他の主要国はアジア太平洋パートナーシップを通じた技術の開発と普及に焦点をあてるようになっている。こうした技術重視の姿勢はUNFCCCの下での将来約束の議論のための決定にも反映されている。こうしたイニシアティブやその他の多国間イニシアティブを究極的にUNFCCCのプロセスとどのように整合させるのかという問題について、今後評価していく必要がある。

将来は定かではないが、この重大な岐路で京都議定書が運用開始となり、国連の枠組みの中で前進するための多角的な経路が確立された。モントリオールが実際に失敗に終わってしまうリスクを考えれば、COP 11/COP/MOP 1がとりあえず成功を収めたといつても差し支えないだろう。

今後の会議の開催日程

モントリオール議定書 第17回締約国会議(MOP-17): MOP-17は、セネガル、ダカールにて、2005年12月12日-16日に、ウィーン条約 第7回締約国会議と同時開催予定。詳しい情報の連絡先: Martha Leyva, Ozone Secretariat; tel: +254-2-62-3850; fax: +254-2-62-3601; E-MAIL: ozoneinfo@unep.org、 URL: <http://www.unep.org/ozone>

オーストラリア・ニュージーランド気候変動及びビジネスに関する第2回会議 (Australia-New Zealand Climate Change and Business Conference) : 気候変動に関するビジネス機会とリスクをテーマに、2006年2月20日-21日までオーストラリア、アデレードで開催予定。連絡先 :
The Conference Company Ltd NZ; tel: +64-9-360-1240; fax: +64-9-360-1242;
E-MAIL: secretariat@climateandbusiness.com、 URL : <http://www.climateandbusiness.com>

欧州風力エネルギー協会会議 (EWEC 2006 EUROPEAN WIND ENERGY CONFERENCE) : 2月27日-3月2日まで、ギリシャ、アテネで開催予定。詳しい情報は下記宛に連絡。
連絡先 : Bruce Douglas; tel: +32-2546-1942; fax: +32 2546 1944;
E-MAIL: bruce.douglas@ewea.org、 URL: http://www.ewea.org/documents/2006EWEC_programme.pdf

2006年炭素市場インサイト・イベント (2006 Carbon Market Insights Event) : 炭素市場の様々な局面に注目する同イベントは、2006年2月28日-3月2日まで、デンマーク、コペンハーゲンで開催予定。詳しい情報については下記宛に連絡。連絡先 : Henriette Drolsum、 Point Carbon; tel: +47-22-422224; fax: +47-22-422225; E-MAIL: conference@pointcarbon.com、 URL: http://www.pointcarbon.com/wimages/CMI_2006_Overview.pdf

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第25回会合: IPCC第25回会合は、暫定的に2006年4月19日-21日、あるいは25日-27日に予定されている。会合場所は未定。詳しい情報は下記宛に連絡。
連絡先 : Rudie Bourgeois、 IPCC Secretariat; tel: +41-22-730-8208/84; fax: +41-22-730-8025/13; E-MAIL: IPCC-Sec@wmo.int、 URL: <http://www.ipcc.ch/calendar2006.htm>

国連・持続可能な開発委員会 第14会期 (CSD14) : CSDの新作業計画の第2サイクル年にあたる2006年、米国、ニューヨークの国連本部で、2006年5月1日-12日までCSD-14が開催される。会合では、大気汚染や気候変動、エネルギー・産業開発に関する進捗について検討する。詳しい情報については下記宛に連絡。
UN Division for Sustainable Development; tel: +1-212-963-8102; fax: +1-212-963-4260; E-MAIL: dsd@un.org、 URL: <http://www.un.org/esa/sustdev/index.html>

気候変動技術会議(Conference on Climate Change Technology):21世紀の課題とソリューション ENGINEERING CHALLENGES AND SOLUTIONS IN THE 21ST CENTURY: カナダ、オタワにて、2006年5月9日-12日まで開催予定。気候変動の技術について、技術者などによる情報交換とネットワークづくり

をめざす。詳しい情報に関する連絡先：John Grefford、 Institute of Electrical and Electronics Engineers、Organizing Committee Chair; tel: +1-613-839-1108; fax: +1-613-839-1406; E-MAIL: Grefford@IEEE.org、 URL: <http://www.CCC2006.ca>

国連気候変動枠組条約 第24回補助機関会合: ドイツ、ボンにて2006年5月15日-26日まで開催予定。詳しい情報に関する連絡先: UNFCCC Secretariat; tel: +49-228-815-1000; fax: +49-228-815-1999; E-MAIL: secretariat@unfccc.int、 URL: <http://www.unfccc.int>

温室効果ガス制御技術に関する 第8回国際会議（GHGT-8）: GHGT-8は、2006年6月19日-23日まで、ノルウェー、トロンヘイムにて開催され、最新の温室効果ガス抑制技術の進歩について討議するためのフォーラムを提供する。詳しい情報の連絡先: Mari Sæterbakk、 GHGT-8 Secretariat; tel: +47-73-595-265; fax: +47-73-595-150; E-MAIL: info@ghgt-8.no、 URL: <http://www.ghgt8.no/>

第12回国連気候変動枠組条約締約国会議 及び 第2回京都議定書締約国会議: UNFCCC第12回締約国会議 (COP 12) 及び京都議定書の締約国会合 (COP/MOP 2) は、2006年11月6日-17日までケニアにて開催予定。会議場は未定。期間中に、第25回国連補助機関会合も並行して開催される。詳しい情報の連絡先: UNFCCC Secretariat; tel: +49-228-815-1000; fax: +49-228-815-1999; E-MAIL: secretariat@unfccc.int、 URL: <http://www.unfccc.int>

NEDO からの委託により GISPRI 仮訳